

平成30年12月定例会 付議事件一覧

平成30年11月30日現在

●市長提出議案案件

議案案件38件 (承認=1件、条例=10件、補正予算=5件、単行=22件)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○ 承認議案 1件 (予算1件)

頁

1	議案第119号	専決処分した事件の報告及び承認について (平成30年度都城市一般会計補正予算)	※
---	---------	--	---

○ 条例議案 10件

頁

2	議案第120号	都城市税条例の一部を改正する条例の制定について	1
	地方税法の改正に伴い、地方税法附則第15条各項に規定する割合を定めるため、所要の改正を行うもの		
3	議案第121号	都城市国民健康保険運営基金条例の一部を改正する条例の制定について	5
	国民健康保険基金の積立て方法及び処分に関する規定の整備を行うため、所要の改正を行うもの		
4	議案第122号	都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	9
	志和池地区公民館の建替えに伴い、仮設公民館の貸出室の名称変更等を行うため、所要の改正を行うもの		
5	議案第123号	都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	13
	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、当該基準に準じて条文の整備を行うため、所要の改正を行うもの		
6	議案第124号	都城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	21
	介護保険法施行規則の改正に伴い、主任介護支援専門員についての規定を整備するため、所要の改正を行うもの		

7	議案第125号	都城市特殊ホテル等建築規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
	旅館業法の改正に伴い、文言の整理を行うため、所要の改正を行うもの		
8	議案第126号	都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	29
	第1鳥井前団地の1戸を用途廃止するため、所要の改正を行うもの		
9	議案第127号	都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
	宮崎県道路占用料徴収条例に規定されている占用料の額の一部が改定されたことに伴い、これに準じて占用料の額を改定するため、それぞれの条例について所要の改正を行うもの		
10	議案第128号	簡易水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	45
	平成31年4月から簡易水道事業に地方公営企業法を適用することに伴い、簡易水道関係条例について、所要の改正を行うもの		
11	議案第129号	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	55
	森林法の改正に伴い、林地台帳の閲覧及び写しの交付についての手数料を新設するため、所要の改正を行うもの		

○ 補正予算議案 5件

頁

12	議案第130号	平成30年度都城市一般会計補正予算（第4号）	※
13	議案第131号	平成30年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）	※
14	議案第132号	平成30年度都城市水道事業会計補正予算（第2号）	※
15	議案第133号	平成30年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	※
16	議案第134号	平成30年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	※

○ 単行議案 22件

頁

17	議案第135号	工事請負契約の締結について	59
	志和池地区公民館建設（建築主体）工事について、先般行った一般競争入札の結果、高野・弓削・ツモル 特定建設工事共同企業体が、3億294万円（税込み）で落札したため、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		
18	議案第136号	工事請負契約の締結について	63
	簡建山之口30第8号 野上浄水場機械電気設備設置工事について、先般行った一般競争入札の結果、九電工・みやえい・三電工 特定建設工事共同企業体が、2億8千404万円（税込み）で落札したため、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		
19	議案第137号	財産の取得について	67
	工業用地造成事業（桜木地区）の用地として、土地所有者123名から当該用地を取得することについて、議会の議決を求めるもの		

20 - 36	議案第138号— 議案第154号	公の施設の指定管理者の指定について（17議案）	79- 111
		公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの（別冊資料参照）	
37	議案第155号	市道の認定及び廃止について	113
		工業用地造成事業（桜木地区）やその他の理由により、多数の市道に変更が生じたため、当該市道を認定し、及び廃止することについて、議会の議決を求めるもの （認定 15本、廃止 12本）	
38	議案第156号	都城市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	※

平成30年第5回都城市議会定例会（12月）

（議案第119号～第156号）

議案第120号

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3</u> 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p><u>4</u> 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p><u>5</u> 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p><u>7</u> 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p><u>8</u> 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p><u>9</u> 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p><u>10</u> （略）</p> <p><u>11</u> （略）</p>	<p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3</u> 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p><u>4</u> 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。</p> <p><u>5</u> （略）</p> <p><u>6</u> （略）</p> <p><u>7</u> （略）</p> <p><u>8</u> 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。</p>

<p>12 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 (略)</p> <p>16 (略)</p> <p>17 (略)</p> <p>18 (略)</p> <p>19 (略)</p> <p>20 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>9 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>12 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>13 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>15 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>16 (略)</p> <p>17 (略)</p> <p>18 (略)</p> <p>19 (略)</p> <p>20 (略)</p> <p>21 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の都市税条例附則第10条の2各項の規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第121号

都城市国民健康保険運営基金条例の一部を改正する条例の制定について

都城市国民健康保険運営基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

都城市国民健康保険運営基金条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険運営基金条例（平成18年条例第77号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(積立て)</p> <p>第2条 都城市国民健康保険特別会計（以下「特別会計」という。）の決算に剰余金を生じたときは、特別会計の歳入歳出予算に計上して、当該剰余金の全部又は一部をこの基金に編入することができる。<u>ただし、基金の額が保険給付に要した費用、老人保健拠出金、後期高齢者支援金及び介護納付金の合計額の前3年度の平均金額の100分の25に相当する額に達するまで、各年度の剰余金を基金として積み立てるときは、翌年度の歳入に編入しないで積み立てるものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(1) <u>保険給付に要する費用、老人保健拠出金、後期高齢者支援金及び介護納付金に不足を生じた場合</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、<u>市長が別に定める</u></p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 都城市国民健康保険特別会計（以下「特別会計」という。）の決算に剰余金を生じたときは、特別会計の歳入歳出予算に計上して、当該剰余金の全部又は一部をこの基金に編入することができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。</p> <p>(1) <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項に規定する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足が生じた場合</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、<u>市長が別に定める</u>。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第122号

都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

都城市公民館条例の一部を改正する条例

都城市公民館条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後			
別表第1（第10条関係）					
区分	単位	基礎額	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
公民館 （略）					
志和 地調 理室	同上	200円	同上	300円	同上
区公 和室小	同上	200円	同上	300円	同上
民館 和室大	同上	300円	同上	300円	同上
大会 議室	同上	600円	同上	300円	同上
（略）					
備考（略）					
別表第1（第10条関係）					
区分	単位	基礎額	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
公民館 （略）					
志和 地調 理室	同上	200円	同上	300円	同上
区公 和室小	同上	200円	同上	300円	同上
民館 和室大	同上	300円	同上	300円	同上
大会 議室	同上	600円	同上	300円	同上
（略）					
備考（略）					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第123号

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定</p>	<p>(家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定</p>

する認定こども園をいう。) (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

(3) (略)

する認定こども園をいう。) (以下「連携施設」という。) を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

(3) (略)

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保

育事業A型事業者等」という。))

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者。

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギ-アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等の乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居室に限る。附則第2条第2項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の

あつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

あつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第124号

都城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

都城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例
 都城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例(平成26年条例第42号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、原則として当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者)をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、原則として当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。))第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。)を修了した者(以下「平成26年度以前修了者」という。)

- に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修であって、省令第140条の66第1号イ（3）の規定により、同号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日（以下「経過日」という。）までの間に受けるものうち最初のものをいう。以下同じ。）については、同号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者については、平成32年3月31日）までに修了した場合は、経過日までの間に修了したものとみなす。
- 3 前項の規定により経過日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修については、省令第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員研修を修了した日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了して5年を経過するごとに、省令第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合は適用しない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、この条例の施行の日前に省令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

議案第125号

都城市特殊ホテル等建築規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市特殊ホテル等建築規制に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

都城市特殊ホテル等建築規制に関する条例の一部を改正する条例

都城市特殊ホテル等建築規制に関する条例（平成18年条例第244号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ホテル等 <u>ホテル</u>（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2項に規定するホテル営業に係る建物をいう。以下同じ。）<u>、旅館</u>（<u>旅館業法第2条第3項に規定する旅館営業に係る建物又は建物の区分をいう。以下同じ。</u>）<u>又は簡易宿所</u>（<u>旅館業法第2条第4項に規定する簡易宿所営業に係る建物又は建物の区分をいう。以下同じ。</u>）をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 市長は、前項に規定する同意を行うときは、<u>第6条第2項の例</u>による。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ホテル等 <u>旅館・ホテル</u>（<u>旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業に係る建物又は建物の区分をいう。以下同じ。</u>）<u>又は簡易宿所</u>（<u>同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る建物又は建物の区分をいう。以下同じ。</u>）をいう。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 市長は、前項に規定する同意を行うときは、<u>前条第2項の例</u>による。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第126号

都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

都城市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

都城市営住宅条例の一部を改正する条例

都城市営住宅条例（平成18年条例第245号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数	団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数
(略)					(略)				
第1鳥井前	(略)	昭和36 昭和50	(略)	<u>2</u> (略)	第1鳥井前	(略)	昭和36 昭和50	(略)	<u>1</u> (略)
(略)					(略)				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第127号

都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

都城市道路占用料条例及び都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例
 (都城市道路占用料条例の一部改正)

第1条 都城市道路占用料条例(平成18年条例第216号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後																																																	
(占用料の算定)		(占用料の算定)																																																	
第3条 占用料の算定は、次に定めるとおり行う。		第3条 占用料の算定は、次に定めるとおり行う。																																																	
(1) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、 <u>1平方メートル又は1メートルとして計算する。</u>		(1) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であると、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、 <u>その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</u>																																																	
(2)～(5) (略)		(2)～(5) (略)																																																	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法第32条</th> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項</td> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td>(略)</td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>1号に掲げる工作物</td> <td>変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>1,200</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>広告塔</td> <td>(略)</td> <td>890</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td>(略)</td> <td><u>1,200</u></td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項</td> <td>外径が0.07メートル未満のもの(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>24</u></td> </tr> </tbody> </table>		法第32条	占用物件	単位	占用料(円)	第1項	地下電線その他地下に設ける線類	(略)	<u>3</u>	1号に掲げる工作物	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所(略)	(略)	<u>1,200</u>		広告塔	(略)	890		その他のもの	(略)	<u>1,200</u>	法第32条第1項	外径が0.07メートル未満のもの(略)	(略)	<u>24</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法第32条</th> <th>占用物件</th> <th>単位</th> <th>占用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1項</td> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td>(略)</td> <td><u>4</u></td> </tr> <tr> <td>1号に掲げる工作物</td> <td>変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>1,170</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>広告塔</td> <td>(略)</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td>(略)</td> <td><u>1,170</u></td> </tr> <tr> <td>法第32条第1項</td> <td>外径が0.07メートル未満のもの(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>25</u></td> </tr> </tbody> </table>		法第32条	占用物件	単位	占用料(円)	第1項	地下電線その他地下に設ける線類	(略)	<u>4</u>	1号に掲げる工作物	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所(略)	(略)	<u>1,170</u>		広告塔	(略)	900		その他のもの	(略)	<u>1,170</u>	法第32条第1項	外径が0.07メートル未満のもの(略)	(略)	<u>25</u>
法第32条	占用物件	単位	占用料(円)																																																
第1項	地下電線その他地下に設ける線類	(略)	<u>3</u>																																																
1号に掲げる工作物	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所(略)	(略)	<u>1,200</u>																																																
	広告塔	(略)	890																																																
	その他のもの	(略)	<u>1,200</u>																																																
法第32条第1項	外径が0.07メートル未満のもの(略)	(略)	<u>24</u>																																																
法第32条	占用物件	単位	占用料(円)																																																
第1項	地下電線その他地下に設ける線類	(略)	<u>4</u>																																																
1号に掲げる工作物	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所(略)	(略)	<u>1,170</u>																																																
	広告塔	(略)	900																																																
	その他のもの	(略)	<u>1,170</u>																																																
法第32条第1項	外径が0.07メートル未満のもの(略)	(略)	<u>25</u>																																																

2号に掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの (略)	(略)	52
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの (略)	(略)	100
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの (略)	(略)	240
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		(略)	1,200
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び階段が1のもの 地下室	(略)	近傍類似の土地の固定資産税評価額(以下「A」という。)に0.004を乗じた額
	階段が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	階段が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額
上空に設ける通路 (略)		(略)	440

2号に掲げる物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの (略)	(略)	53
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの (略)	(略)	105
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの (略)	(略)	250
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		(略)	1,170
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び階段が1のもの 地下室	(略)	近傍類似の土地の固定資産税評価額(以下「A」という。)に0.005を乗じて得た額
	階段が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	階段が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
上空に設ける通路 (略)		(略)	450

その他のもの		(略)	1, 200
法第32条	(略)		
第1項第6号に掲げる施設	その他のもの	(略)	89
道路施設	看板（ア）	一時的に設けるもの	89
行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）	一チであるものを除く。）	その他のもの	890
第7条第1号に掲げる物件	(略)		
	「令」という。）	(略)	
	旗ざお	その他のもの	89
第7条第1号に掲げる物件	幕（令第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	(略)	
	その他のもの	(略)	89
	ア一チ	車道を横断するもの	890
		その他のもの	440
令第7条第2号に掲げる工作物		(略)	1, 200
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)	89
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		(略)	120
令第7条第8号に下設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面	(略)	Aに0.017
第8号に下設けるもの	に下設けるもの		を乗じて

その他のもの		(略)	1, 170
法第32条	(略)		
第1項第6号に掲げる施設	その他のもの	(略)	90
道路施設	看板（ア）	一時的に設けるもの	90
行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）	一チであるものを除く。）	その他のもの	900
第7条第1号に掲げる物件	(略)		
	「令」という。）	(略)	
	旗ざお	その他のもの	90
第7条第1号に掲げる物件	幕（令第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	(略)	
	その他のもの	(略)	90
	ア一チ	車道を横断するもの	900
		その他のもの	450
令第7条第2号に掲げる工作物		(略)	1, 170
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		(略)	90
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		(略)	117
令第7条第8号に下設けるもの	トンネルの上又は高架の道路の路面	(略)	Aに0.019
第8号に下設けるもの	に下設けるもの		を乗じて

掲げる施設	上空に設けるもの	得た額 Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	(略) Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車場	建築物	(略) Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	(略) Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額

掲げる施設	上空に設けるもの	得た額 Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	(略) Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車場	建築物	(略) Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	(略) Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額

令第7条第12号に掲げる器具	(略)Aに0.028を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具	(略)Aに0.034を乗じて得た額
備考 1～4 (略)	(都城市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正) 第2条 都城市法定外公共物の管理に関する条例(平成18年条例第217号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	備考 1～4 (略)	

改正前		改正後	
(占用料等の算定)	(占用料等の算定)		
第9条 占用料等の算定は、次に定めるとおりに行う。 (1) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。	第9条 占用料等の算定は、次に定めるとおりに行う。 (1) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であると、又はこれらの面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。		
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)		
別表第1(第8条関係)	別表第1(第8条関係)		
種類	種類	単位	金額(円)
(略)	(略)		
公衆電話所	公衆電話所	(略)	1,170
(略)	(略)		
道路及び通路橋	道路及び通路橋	(略)	1,170
(略)	(略)		
広告板	広告板	(略)	900

送電塔 (略)	送電塔 (略)
1,200	1,170
備考 1～5 (略)	備考 1～5 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(都城市都市公園条例の一部改正)
- 2 都城市都市公園条例(平成22年条例第42号)の一部を次のように改正する。
別表第4備考3中「1平方メートル未満の端数又は1平方メートル未満のものは1平方メートルとし、1メートル未満の端数又は1メートル未満のものは1メートルとして計算する」を「表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する」に改める。
(都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部改正)
- 3 都城市都市公園以外の公園に関する条例(平成22年条例第43号)の一部を次のように改正する。
別表第3備考3中「1平方メートル未満の端数又は1平方メートル未満のものは1平方メートルとし、1メートル未満の端数又は1メートル未満のものは1メートルとして計算する」を「表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する」に改める。

都 使 審 第 4 号
平成30年10月12日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会 長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

平成30年10月3日付け都財第401号で諮問のありました標記の件について、
下記のとおり答申いたします。

記

- 1 林地台帳制度に係る閲覧・提供時の手数料の設定について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表1]のとおり制定することが適当である。
- 2 道路占用料条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表2]のとおり制定することが適当である。
- 3 法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表3]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会 長 西 川 英 男
委 員 永 野 修一郎
 蓑 原 行 満
 横 山 幸 子
 福 留 浪 子
 長 友 佳奈美

[別表 1]

都城市手数料条例 別表第 5 (第 2 条関係) (抜粋)

種類	区分	単位	金額	備考
1 公簿又は図面の閲覧手数料	林地台帳及び森林の土地に関する地図の閲覧	1 件	300 円	1 件は 1 筆とする。
2 公簿又は図面の謄本若しくは抄本又は写しの交付手数料	林地台帳及び森林の土地に関する地図の写し	1 件	300 円	1 件は 1 筆とする。

[別表 2]

都城市道路占用料 別表 (第 2 条関係) (抜粋)

占 用 物 件		単 位	改定占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物 (電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物)			
地下電線その他地下に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年	4
広告塔		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	900
法第32条第1項第2号に掲げる物件 (水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件)			
外径が0.07メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	25
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			53
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			105
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			250
法第32条第1項第5号に掲げる施設 (地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設)			
地下街及び地下室	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	Aに0.005を乗じて得た額
	階数が 2 のもの		Aに0.008を乗じて得た額
	階数が 3 以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
上空に設ける通路			450
法第32条第1項第6号に掲げる施設 (露店、商品置場その他これらに類する施設)			
その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	90
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件 (看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ)			
看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	90
	その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	900
旗ざお	その他のもの	1 本につき 1 月	90
幕 (令第 7 条第 4 号に掲げる工 事用施設である	その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	90

ものを除く。)			
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900
	その他のもの		450
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料(工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設)		占用面積1平方メートルにつき1月	90
令第7条第8号に掲げる施設(高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設)			
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設(トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設)			
建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場(道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場)			
建築物		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物(被災者の居住の用に供するため必要な応急仮設建築物)			
トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
上空に設けるもの			Aに0.024を乗じて得た額
その他のもの			Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具(自転車、原動機付自転車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具)		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額

※ A: 近傍類似の土地の固定資産税評価額

[別表3]

都城市法定外公共物の管理に関する条例 別表第1(第8条関係) (抜粋)

種 類	単 位	改定占用料
広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	900

議案第128号

簡易水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

簡易水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙
のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

簡易水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整理に関する条例
 (都城市特別会計条例の一部改正)

第1条 都城市特別会計条例(平成18年条例第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条の規定に基づき、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 都城市御池簡易水道事業特別会計</u></p> <p><u>(6) 都城市簡易水道事業特別会計</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条の規定に基づき、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p>

(都城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 都城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成18年条例第290号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第4条の規定により、生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法の全部適用)</p> <p>第2条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第4条の規定により、生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業及び簡易水道事業(飲料水供給施設を含む。<u>以下同じ。</u>)を設置する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法の全部適用)</p> <p>第2条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、</p>

下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 下水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表に定めるとおりする。

3 (略)

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第7条 上下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上の市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

別表(第2条関係)

給水区域	給水人口 (人)	1日最大 給水量 (立方メ ートル)
(1)～(3) (略)	156,400	66,500
(4) 都城市高崎町前田・大牟田・東霧島・ 縄瀬・江平		
(5) (略)		

簡易水道事業及び下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 水道事業、簡易水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表第1に定めるとおりする。

3 簡易水道事業の事業名、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、別表第2に定めるとおりする。

4 (略)

(議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)

第7条 上下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上の市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が120万円を超えるものとする。

別表第1(第3条関係)

給水区域	給水人口 (人)	1日最大 給水量 (立方メ ートル)
(1)～(3) (略)	152,300	63,400
(4) 都城市高崎町前田・大牟田・東霧島・ 縄瀬・江平の一部・笛水の一部		
(5) (略)		

別表第2(第3条関係)

事業名	給水区域		1日最大 給水量
	名称	範囲	

				(立方メ ートル)
都城地域 簡易水道 事業	高野	都城市高野町の一 部・美川町の一部	351	149
御池簡易 水道事業	御池	都城市御池町・吉 之元町の一部	210	1,390
山之口地 域簡易水 道事業	花木	都城市山之口町花 木・富吉の一部・山 之口の一部	4,200	1,335
(飛松地 区飲料水 供給施設 を含む。)	富吉	都城市山之口町富 吉の一部	2,850	804
	麿	都城市山之口町山 之口の一部	1,500	690
	永野	都城市山之口町山 之口の一部・高城 町有水の一部	101	25.3
	青井岳	都城市山之口町山 之口の一部	101	30.3
	五反田	都城市山之口町山 之口の一部	170	83
	飛松	都城市山之口町山 之口の一部	34	17
高城地域 簡易水道 事業(太 郎地区及 び本八重	七瀬谷	都城市高城町有水 の一部	490	158
	太郎	都城市高城町有水 の一部・四家の一 部	96	59

地区飲料 水供給施 設を含む。 山田地域 簡易水道 事業	四家 の一部 本八重 の一部 上椎屋 の一部 下是位川内 の一部 上是位川内 の一部 古江 島の一部	都城市高城町四家 600 都城市高城町四家 80 都城市山田町山田 115 都城市山田町山田 160 都城市山田町山田 250 都城市山田町中霧 160	276.3 38 183 95 75 155
---	---	---	---------------------------------------

(都城市水道事業給水条例の一部改正)

第3条 都城市水道事業給水条例（平成18年条例第292号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、都城市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(料金)</p> <p>第21条 料金（臨時用及び私設消火栓に係るものを除く。）は、1月につき、次の表により算定した基本料金の合</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、都城市水道事業及び簡易水道事業（飲料水供給施設を含む。以下同じ。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(料金)</p> <p>第21条 料金（御池簡易水道事業、臨時用及び私設消火栓に係るものを除く。）は、1月につき、次の表により算定した基本料金</p>

計額と当該金額に消費税（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(略)

及び従量料金の合計額と当該金額に消費税（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(略)

2 御池簡易水道の料金は、1月につき次の表により算定した基本料金及び従量料金の合計額と当該金額に消費税に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

用途	基本料金 (円)	従量料金	
		使用水量	1 m ³ の額 (円)
一般用	250	8 m ³ までの部分	30
公衆浴場用		8 m ³ を超える部分	90
特別用			
私設消火栓	1 栓演習 1 回	無料	

2 臨時用及び私設消火栓に係る料金は、次の表により算定した額と当該金額に消費税に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(略)

3 臨時用及び私設消火栓（御池簡易水道事業を除く。）に係る料金は、次の表により算定した額と当該金額に消費税に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(略)

(加入金)

第27条 水道加入金(以下「加入金」という。)は、給水装置(私設消火栓を除く。)の新設工事及び増径工事の申込者から、次の表に掲げる区分による額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額を徴収する。

メーターの口径(単位ミリメートル)	加入金の額	
	新設工事	増径工事
13	32,000円	(略)
20	75,000円	
25	120,000円	
40	390,000円	
50	700,000円	
75	1,800,000円	
100	3,100,000円	
150	6,500,000円	

(加入金)

第27条 水道加入金及び簡易水道加入金(御池簡易水道の加入金を除く。)は、次の表に掲げる区分による額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額の合計額とする。

メーターの口径(単位ミリメートル)	加入金の額(円)	
	新設工事	増径工事
13	32,000	(略)
20	75,000	
25	120,000	
40	390,000	
50	700,000	
75	1,800,000	
100	3,100,000	
150	6,500,000	

2. 御池簡易水道の加入金は、次の表に掲げる区分による額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。

メーターの口径(単位ミリメートル)	加入金の額(円)	
	新設工事	増径工事
13	19,000	増径工事後の口径に
20	58,000	対応する新設工事の
25	105,000	加入金の額から増径

			工事前の口径に対応する新設工事の加入金の額を差し引いた額
40	360,000		
50	650,000		
75以上	650,001円以上で市長が定める額		

2 加入金は、給水工事の申込みの際納入通知書により徴収する。
 3 (略)
 4 (略)

(都城市上下水道料金等審議会条例の一部改正)
 第4条 都城市上下水道料金等審議会条例(平成20年条例第21号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 水道料金等 都城市水道事業給水条例(平成18年条例第292号)、 <u>都城市簡易水道事業等給水条例(平成18年条例第134号)</u> 及び <u>都城市御池簡易水道事業等給水条例(平成18年条例第196号)</u> に規定する水道料金、水道加入金及び手数料をいう。 (2)～(4) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 水道料金等 都城市水道事業給水条例(平成18年条例第292号)に規定する水道料金、加入金及び手数料をいう。 (2)～(4) (略)

(都城市笛水地区簡易水道事業基金条例等の廃止)
 第5条 次に掲げる条例は、廃止する。
 (1) 都城市笛水地区簡易水道事業基金条例(平成18年条例第88号)

- (2) 都城市簡易水道事業等設置条例（平成18年条例第130号）
- (3) 都城市簡易水道事業等給水条例（平成18年条例第134号）
- (4) 都城市御池簡易水道条例（平成18年条例第195号）
- (5) 都城市御池簡易水道事業等給水条例（平成18年条例第196号）

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第129号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第5（第2条関係）					別表第5（第2条関係）				
種類	区分	単位	金額	備考	種類	区分	単位	金額	備考
1 は 公簿又 は 図面 の 閲覧 手 数 料	住民票の閲覧	(略)			住民票の閲覧	林地台帳及び森林の土地に 関する地図の閲覧	1件	300円	申請 地1 筆に つき 1件 とす る。
	(略)				(略)				
2 は 公簿又 は 図面 の 閲覧 手 数 料	街区基準点測量成果の写し	(略)			街区基準点測量成果の写し		(略)		
	その他の公簿又は図面の 謄本若しくは抄本 又は写し の交付 手数料	謄本1件	300円		その他の公簿又は図面の 謄本若しくは抄本 又は写し の交付 手数料	林地台帳及び森林の土地に 関する地図の写し	1件	300円	申請 地1 筆に つき 1件 とす る。
	土地家屋名寄帳（課税台帳） の写し	(略)			土地家屋名寄帳（課税台帳） の写し		(略)		

議案第135号

工事請負契約の締結について

志和池地区公民館建設（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 志和池地区公民館建設（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 302,940,000円 |
| 4 契約の相手方 | 高野・弓削・ツモル 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市早鈴町1527番地1
高野建設 株式会社 |

議案第135号関係資料

志和池地区公民館建設（建築主体）工事

1 工事概要 志和池地区公民館建設に伴う建築主体工事

(1) 志和池地区公民館

構 造 鉄筋コンクリート造 平屋建

建築面積 1,029.85㎡

延べ面積 952.47㎡

(2) 駐輪場

構 造 アルミ製

建築面積 5.47㎡

延べ面積 11.07㎡

2 予定価格 306,472,680円（消費税及び地方消費税込み）

283,771,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 302,940,000円（消費税及び地方消費税込み）

280,500,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 98.84%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
高野・弓削・ツモル 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	280,500,000	落札
丸宮・日興・清永 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	281,800,000	
下森・匠・真栄 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	282,000,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第136号

工事請負契約の締結について

簡建山之口30第8号 野上浄水場機械電気設備設置工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜 永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 簡建山之口30第8号 野上浄水場機械電気設備設置工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 284,040,000円 |
| 4 契約の相手方 | 九電工・みやえい・三電工 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市年見町15号1番地
株式会社 九電工 都城営業所 |

議案第136号関係資料

簡建山之口30第8号 野上浄水場機械電気設備設置工事

1 工事概要 野上浄水場内の機械及び電気設備の設置

(1) 構造物工事(浄水場等) 1式

- ・ 高圧引込工
- ・ 構内配線工
- ・ 電気室、発電機室動力配線工
- ・ 機械室動力配線工
- ・ 薬注室、水質試験室動力配線工
- ・ 電気室、機械室、他電灯配線工
- ・ 流量計室電灯配線工
- ・ 監視警報設備工
- ・ 紫外線設備工
- ・ ポンプ設備工
- ・ 配水ポンプ、機械室廻り配管工
- ・ 滅菌設備工
- ・ 自然換気設備工

2 予定価格 290,390,400円 (消費税及び地方消費税込み)

268,880,000円 (消費税及び地方消費税抜き)

3 落札価格 284,040,000円 (消費税及び地方消費税込み)

263,000,000円 (消費税及び地方消費税抜き)

4 落札率 97.81%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額 (円)	摘要
九電工・みやえい・三電工 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	263,000,000	落札
九南・九州電通・霧島 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	268,800,000	
マエムラ・久保・宮電 特定建設工事共同企業体 (40:30:30)	266,200,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第137号

財産の取得について

次のとおり工業用地造成事業（桜木地区）の用地を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 所在地 | 都城市高城町桜木字棚田610番2
外184筆（別紙土地取得明細書のとおり） |
| 2 地目 | 田外 |
| 3 地積 | 249,323.08㎡ |
| 4 予定価格 | 635,456,008円 |
| 5 取得の相手方 | 土地所有者123名 |

別紙

土地取得明細書

市町村	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)
都城市高城町	桜木	棚田	610 - 2	田	2,233.00
都城市高城町	桜木	棚田	613 - 1	田	2,656.00
都城市高城町	桜木	棚田	613 - 2	田	1,000.00
都城市高城町	桜木	棚田	613 - 3	田	2,006.00
都城市高城町	桜木	棚田	614 - 1	田	3,183.00
都城市高城町	桜木	棚田	614 - 2	田	2,205.00
都城市高城町	桜木	棚田	615 - 1	畑	46.97
都城市高城町	桜木	棚田	620 - 1	畑	0.93
都城市高城町	桜木	棚田	621 - 5	田	27.50
都城市高城町	桜木	棚田	621 - 6	山林	5.68
都城市高城町	桜木	棚田	622 - 1	田	2,583.00
都城市高城町	桜木	棚田	622 - 2	田	917.00
都城市高城町	桜木	棚田	636	田	3,024.00
都城市高城町	桜木	棚田	637 - 1	田	1,207.00
都城市高城町	桜木	棚田	637 - 2	田	1,063.00
都城市高城町	桜木	棚田	638	田	3,260.00
都城市高城町	桜木	棚田	639 - 1	田	1,028.00
都城市高城町	桜木	棚田	639 - 2	田	840.00
都城市高城町	桜木	棚田	639 - 3	田	2,757.00
都城市高城町	桜木	棚田	640 - 1	田	1,007.00
都城市高城町	桜木	棚田	640 - 2	田	2,321.00
都城市高城町	桜木	棚田	642 - 2	田	4,030.00
都城市高城町	桜木	棚田	643 - 1	田	2,642.00
都城市高城町	桜木	棚田	643 - 2	田	2,133.00
都城市高城町	桜木	棚田	644 - 1	田	2,688.00
都城市高城町	桜木	棚田	644 - 2	田	892.00
都城市高城町	桜木	棚田	645 - 1	田	2,696.00
都城市高城町	桜木	棚田	669	田	2,454.00
都城市高城町	桜木	棚田	670	田	917.00
都城市高城町	桜木	棚田	671 - 1	田	1,089.00
都城市高城町	桜木	棚田	671 - 2	田	952.00
都城市高城町	桜木	棚田	671 - 3	田	301.00
都城市高城町	桜木	棚田	673 - 1	田	1,980.00
都城市高城町	桜木	棚田	673 - 2	田	1,154.00
都城市高城町	桜木	棚田	674	田	2,401.00

別紙

土地取得明細書

市町村	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)
都城市高城町	桜木	棚田	675 - 1	田	2,450.00
都城市高城町	桜木	棚田	678 - 2	田	1,237.00
都城市高城町	桜木	棚田	679 - 1	田	1,110.00
都城市高城町	桜木	棚田	679 - 2	田	1,742.00
都城市高城町	桜木	棚田	680 - 1	田	1,003.00
都城市高城町	桜木	棚田	680 - 2	田	1,222.00
都城市高城町	桜木	棚田	680 - 3	田	871.00
都城市高城町	桜木	西原	804 - 1	田	1,891.00
都城市高城町	桜木	西原	804 - 3	雑種地	803.00
都城市高城町	桜木	西原	804 - 4	田	1,021.00
都城市高城町	桜木	西原	806 - 2	田	963.00
都城市高城町	桜木	西原	806 - 3	田	957.00
都城市高城町	桜木	西原	806 - 4	田	487.00
都城市高城町	桜木	西原	807 - 2	田	752.00
都城市高城町	桜木	西原	808 - 1	田	399.00
都城市高城町	桜木	西原	810 - 1	田	200.00
都城市高城町	桜木	西原	810 - 2	田	255.00
都城市高城町	桜木	西原	810 - 3	田	986.00
都城市高城町	桜木	西原	810 - 4	田	1,893.00
都城市高城町	桜木	西原	812 - 1	田	736.00
都城市高城町	桜木	西原	812 - 2	田	2,125.00
都城市高城町	桜木	西原	813 - 1	田	1,050.00
都城市高城町	桜木	西原	815 - 1	田	835.00
都城市高城町	桜木	西原	816 - 2	田	347.00
都城市高城町	桜木	西原	817 - 1	田	902.00
都城市高城町	桜木	西原	818 - 1	田	974.00
都城市高城町	桜木	西原	818 - 2	田	928.00
都城市高城町	桜木	西原	818 - 3	田	983.00
都城市高城町	桜木	西原	818 - 4	田	1,502.00
都城市高城町	桜木	西原	819 - 1	田	488.00
都城市高城町	桜木	西原	820 - 1	田	1,882.00
都城市高城町	桜木	西原	821 - 1	田	2,444.00
都城市高城町	桜木	西原	821 - 2	田	558.00
都城市高城町	桜木	西原	822 - 1	田	1,847.00
都城市高城町	桜木	西原	822 - 2	田	1,000.00

市町村	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)
都城市高城町	桜木	西原	822 - 3	田	1,000.00
都城市高城町	桜木	西原	822 - 4	田	2,499.00
都城市高城町	桜木	西原	823 - 1	田	735.00
都城市高城町	桜木	西原	823 - 2	田	1,000.00
都城市高城町	桜木	西原	823 - 3	田	1,050.00
都城市高城町	桜木	西原	823 - 4	田	329.00
都城市高城町	桜木	西原	824 - 2	田	2,904.00
都城市高城町	桜木	西原	825 - 1	田	1,061.00
都城市高城町	桜木	西原	825 - 4	田	624.00
都城市高城町	桜木	西原	825 - 5	田	806.00
都城市高城町	桜木	西原	826 - 1	田	761.00
都城市高城町	桜木	西原	826 - 2	田	150.00
都城市高城町	桜木	西原	826 - 3	田	200.00
都城市高城町	桜木	西原	826 - 4	田	453.00
都城市高城町	桜木	西原	827 - 1	田	469.00
都城市高城町	桜木	西原	827 - 2	田	755.00
都城市高城町	桜木	西原	827 - 4	田	782.00
都城市高城町	桜木	西原	828 - 1	田	1,054.00
都城市高城町	桜木	西原	828 - 2	田	1,007.00
都城市高城町	桜木	西原	829	田	1,902.00
都城市高城町	桜木	西原	830 - 1	田	763.00
都城市高城町	桜木	西原	830 - 2	田	1,140.00
都城市高城町	桜木	西原	830 - 3	田	1,634.00
都城市高城町	桜木	西原	831 - 1	田	1,441.00
都城市高城町	桜木	西原	831 - 2	田	1,750.00
都城市高城町	桜木	西原	831 - 3	田	3,426.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1071	田	713.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1072	田	2,055.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1092 - 1	田	3,914.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1092 - 2	田	3,993.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1092 - 3	田	2,201.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1092 - 4	田	2,716.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1092 - 5	田	750.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1092 - 6	田	2,881.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1092 - 10	田	606.00

別紙

土地取得明細書

市町村	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)
都城市高城町	桜木	下川原田	1092 - 11	田	417.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1092 - 12	田	349.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1093 - 1	田	413.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1093 - 2	田	683.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1093 - 3	田	840.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1093 - 4	田	558.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1093 - 5	田	200.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1093 - 6	田	708.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1093 - 9	田	1,585.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1093 - 10	田	1,274.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1096 - 2	田	800.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1096 - 3	田	800.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1097	田	591.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1098 - 1	田	594.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1099 - 3	田	3,088.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1100 - 1	田	500.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1101	田	2,440.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1102	田	1,267.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1103	田	751.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1104 - 1	田	157.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1104 - 2	田	600.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1104 - 3	田	3,422.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1104 - 4	田	798.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1104 - 5	田	1,780.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1104 - 6	田	138.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1104 - 7	田	1,080.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1104 - 8	田	2,543.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1105 - 1	田	1,770.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1105 - 2	田	793.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1105 - 3	田	1,253.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1106 - 1	田	518.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1106 - 2	田	426.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1107 - 2	田	225.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1108 - 1	田	735.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1108 - 2	田	800.00

別紙

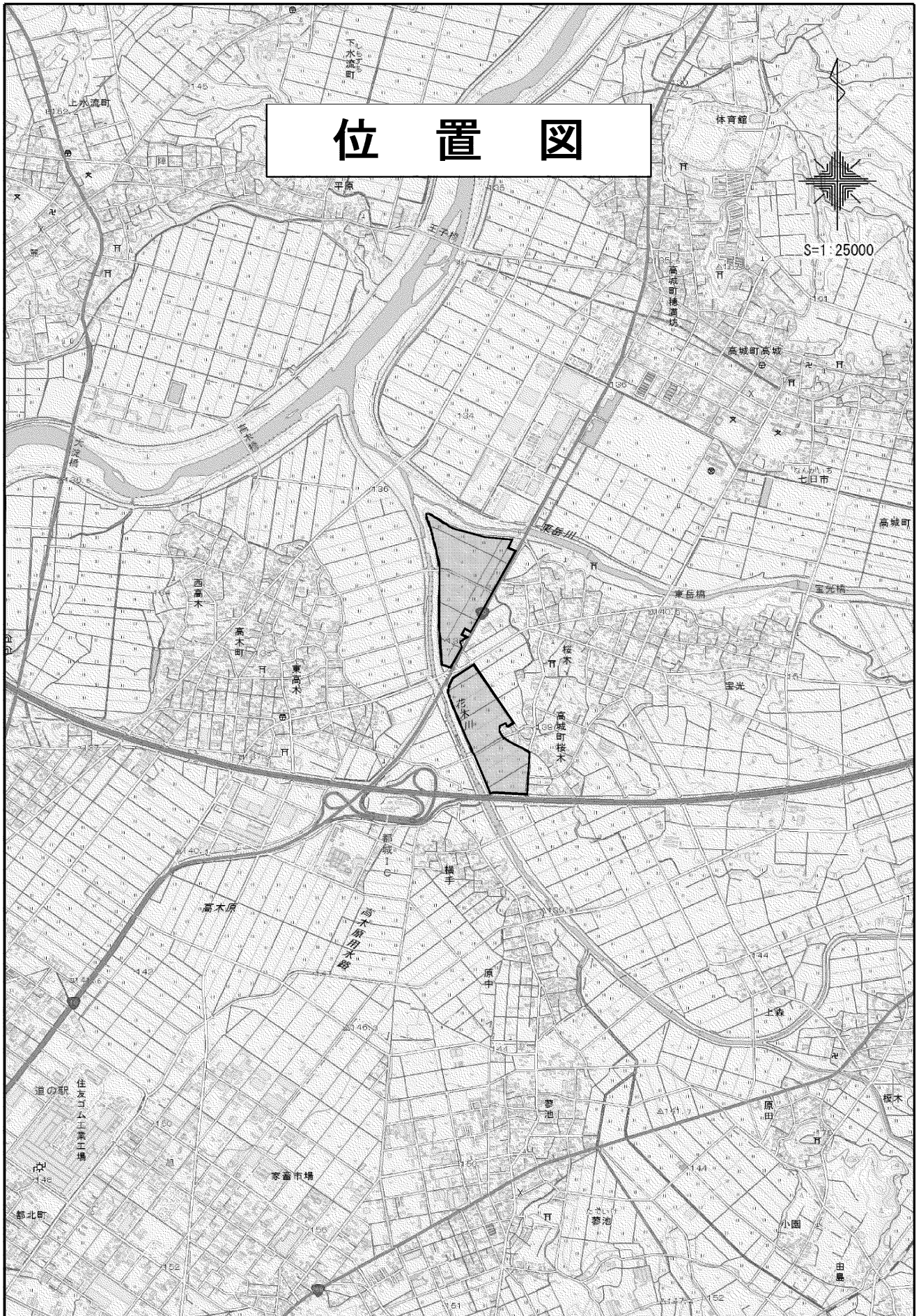
土地取得明細書

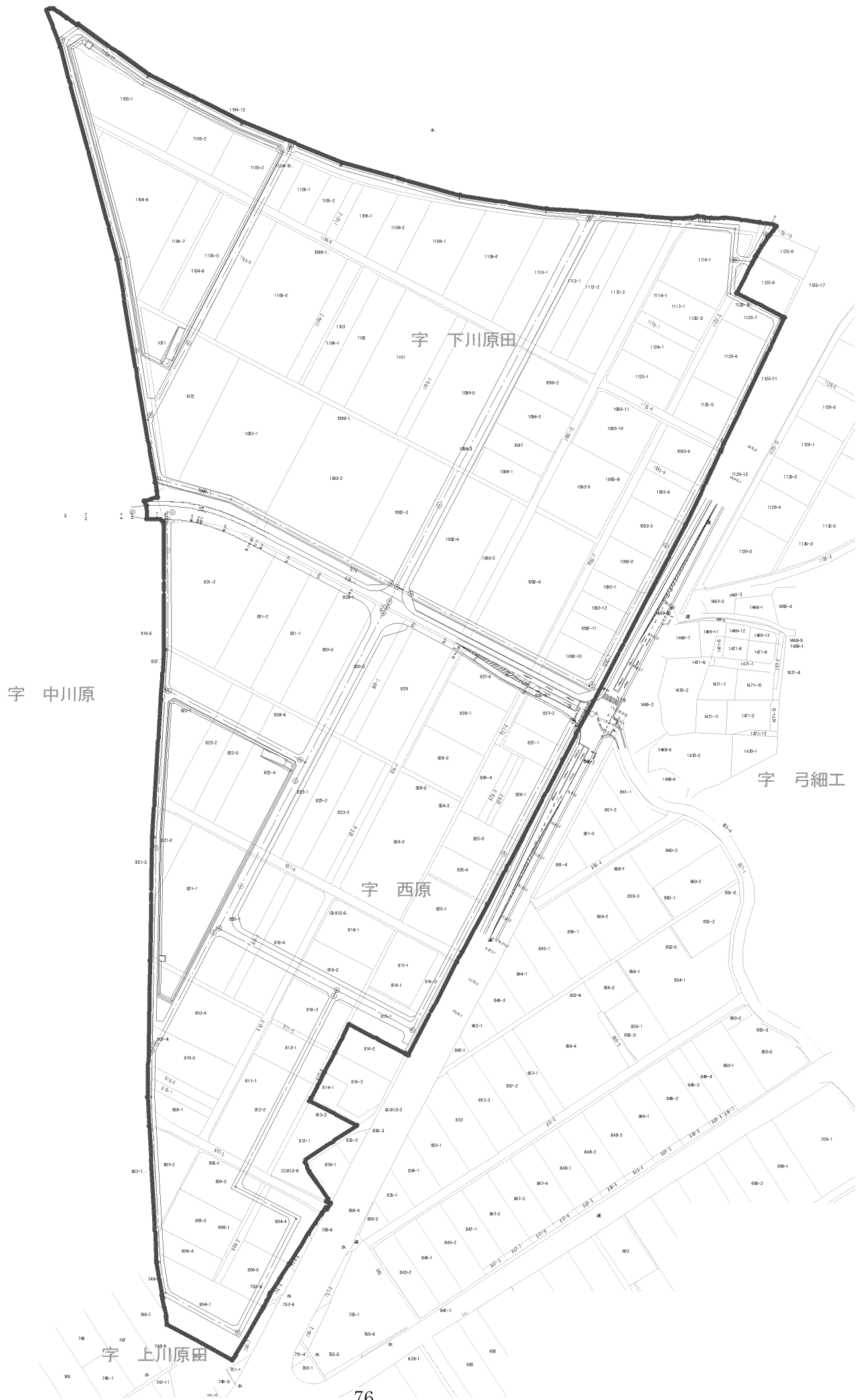
市町村	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)
都城市高城町	桜木	下川原田	1109 - 1	田	1,465.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1109 - 2	田	1,873.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1110 - 1	田	1,874.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1112 - 1	田	956.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1112 - 2	田	850.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1112 - 3	田	1,657.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1116 - 1	田	1,499.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1117 - 1	田	760.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1122 - 1	田	264.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1124 - 1	田	647.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1125 - 1	田	756.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1125 - 5	田	801.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1125 - 6	田	1,112.00
都城市高城町	桜木	下川原田	1125 - 7	田	474.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1779 - 2	田	374.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1780	田	846.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1781	田	1,306.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1782 - 1	田	1,544.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1782 - 2	田	1,922.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1783 - 1	田	2,516.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1784 - 1	田	3,099.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1784 - 2	田	2,488.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1785 - 1	田	501.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1786 - 1	田	844.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1787 - 2	田	484.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1788 - 1	田	670.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1788 - 2	田	1,755.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1790 - 1	田	1,354.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1790 - 2	田	1,798.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1791 - 1	田	1,090.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1791 - 2	田	2,281.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1791 - 3	田	2,168.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1793	田	1,658.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1794	田	2,359.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1795	田	2,758.00

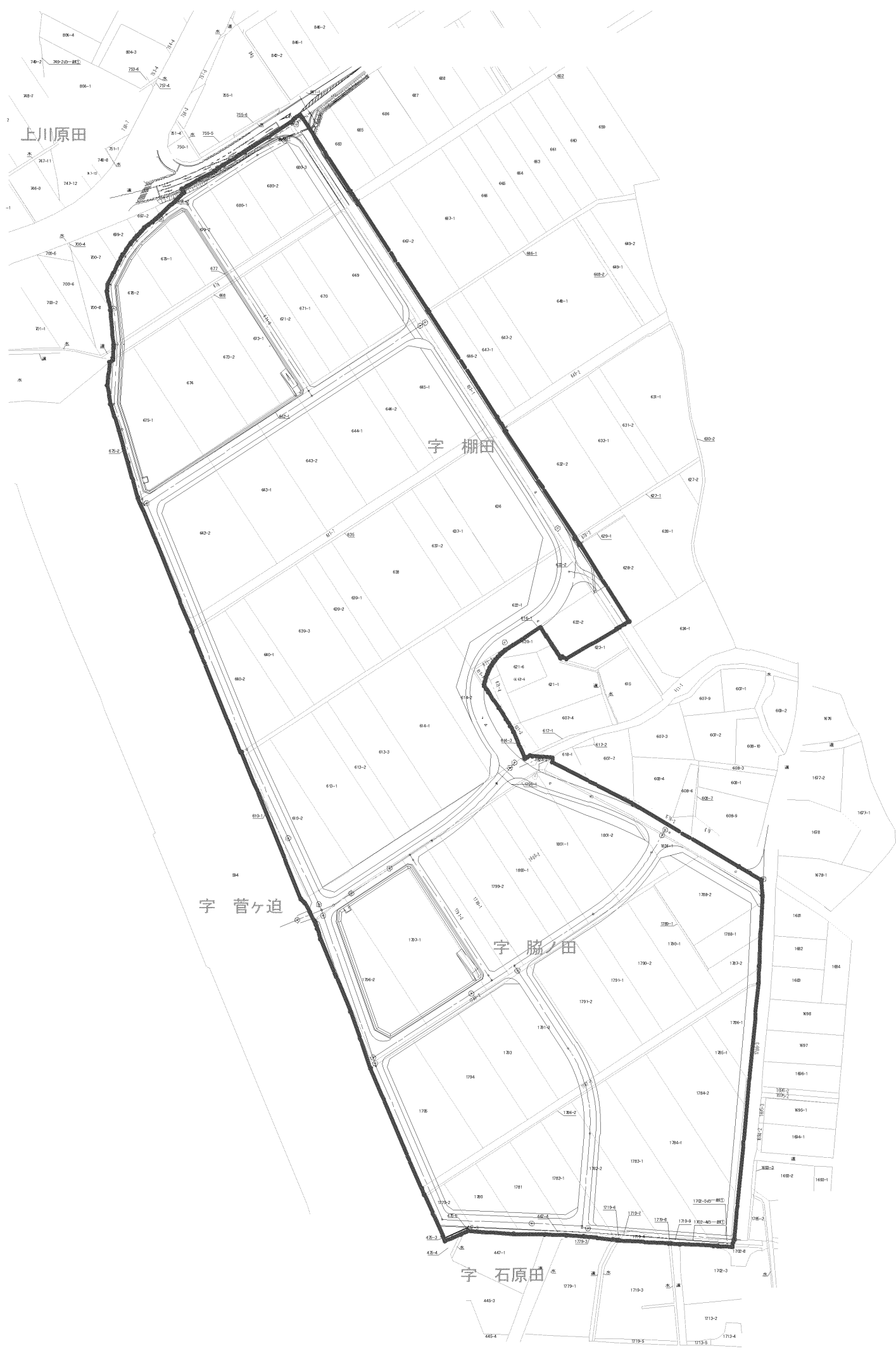
別紙

土地取得明細書

市町村	大字	字	地番	地目	面積 (㎡)
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1796 - 2	田	2,626.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1797 - 1	田	3,718.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1797 - 2	田	1,445.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1799 - 1	田	938.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1799 - 2	田	2,043.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1800 - 1	田	1,165.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1800 - 2	田	943.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1801 - 1	田	2,028.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1801 - 2	田	2,245.00
都城市高城町	桜木	脇ノ田	1824 - 1	田	406.00







議案第138号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市総合文化ホール条例第5条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市総合文化ホール
- 2 指定管理者となる団体の名称
都城市文化振興財団・舞台事業組合共同事業体
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第139号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の
手続等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次の
とおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市山田元気な高齢者健康増進センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
都城ぼんち地域振興株式会社
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第140号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の
手続等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次の
とおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市山田総合福祉センター

- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人都城市社会福祉協議会

- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成38年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第141号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市児童館条例第6条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市梅北児童館
- 2 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第142号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市児童館条例第6条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市安久児童館

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人こじいの森・こどもの時間^{とぎ}

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第143号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市児童館条例第6条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市太郎坊児童館

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人こじいの森・こどもの時間^{とぎ}

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第144号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市児童館条例第6条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市高木児童館

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人こじいの森・こどもの時間^{とま}

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第145号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市児童館条例第6条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市下水流児童館

2 指定管理者となる団体の名称

NPO法人桜ます

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第146号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市児童センター条例第6条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
神柱児童センター

2 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人こじいの森・こどもの時間^{とぎ}

3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第147号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市児童センター条例第6条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都原児童センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第148号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市点字図書館条例第6条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市点字図書館

2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人 都城市社会福祉協議会

3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第149号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城健康サービスセンター条例第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城健康サービスセンター

2 指定管理者となる団体の名称

一般社団法人 都城市北諸県郡医師会

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城夜間急病センター条例第5条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城夜間急病センター

2 指定管理者となる団体の名称
一般社団法人 都城市北諸県郡医師会

3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第151号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市林業総合センター条例第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市林業総合センター

2 指定管理者となる団体の名称

都城森林組合

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市職業訓練センター条例第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

都城市職業訓練センター

2 指定管理者となる団体の名称

職業訓練法人都城地域職業訓練協会

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第153号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市チャレンジショップ及び活性化広場条例第5条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市チャレンジショップ及び都城市活性化広場
- 2 指定管理者となる団体の名称
協同組合都城オーバルパティオ
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第154号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び都城市都市公園以外の公園に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

志和池中央ふれあい広場

2 指定管理者となる団体の名称

志和池地区環境整備対策協議会

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

議案第155号

市道の認定及び廃止について

別紙のとおり市道を認定及び廃止することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

都城市長 池田 宜永

別紙

認定路線

沖水地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
40547	太郎坊547号線	都城市 太郎坊町	都城市 太郎坊町	資料番号①

五十市地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
50663	蓑原663号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号⑤
51012	尻枝1012号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号③
51013	尻枝1013号線	都城市 南横市町	都城市 南横市町	資料番号③
51014	狐塚1014号線	都城市 平塚町	都城市 平塚町	資料番号④
51015	蓑原1015号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号⑤
51016	蓑原1016号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号⑤
51017	原村1017号線	都城市 五十町	都城市 五十町	資料番号⑥

中郷東部地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
90224	高野原224号線	都城市 安久町	都城市 安久町	資料番号⑧
90225	高野原225号線	都城市 安久町	都城市 安久町	資料番号⑧

市街地南部地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
70565	八幡565号線	都城市 八幡町	都城市 八幡町	資料番号⑨

高城支所管内

路線番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考
110639	工業団地639号線	都城市 高城町桜木	都城市 高城町桜木	資料番号⑩
110640	工業団地640号線	都城市 高城町桜木	都城市 高城町桜木	資料番号⑪
110641	工業団地641号線	都城市 高城町桜木	都城市 高城町桜木	資料番号⑪
110642	工業団地642号線	都城市 高城町桜木	都城市 高城町桜木	資料番号⑪

廃止路線

市街地南部地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
67	八幡・木ノ前線	都城市 八幡町	都城市 下長飯町	資料番号⑨

沖水地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
40300	山野原300号線	都城市 太郎坊町	都城市 太郎坊町	資料番号②
40301	山野原301号線	都城市 太郎坊町	都城市 太郎坊町	資料番号②
40302	山野原302号線	都城市 太郎坊町	都城市 太郎坊町	資料番号②

五十市地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
50989	蓑原989号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号⑦

高城支所管内

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
110085	脇ノ田85号線	都城市 高城町桜木	都城市 高城町桜木	資料番号⑪
110090	脇ノ田90号線	都城市 高城町桜木	都城市 高城町桜木	資料番号⑪
110114	下川原田114号線	都城市 高城町桜木	都城市 高城町桜木	資料番号⑩
110119	下川原田119号線	都城市 高城町桜木	都城市 高城町桜木	資料番号⑩
110120	下川原田120号線	都城市 高城町桜木	都城市 高城町桜木	資料番号⑩
110121	下川原田121号線	都城市 高城町桜木	都城市 高城町桜木	資料番号⑩
110716	西原716号線	都城市 高城町桜木	都城市 高城町桜木	資料番号⑩

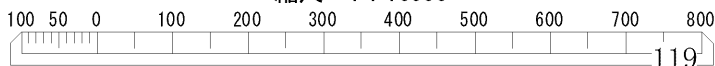
案内図

沖水地区

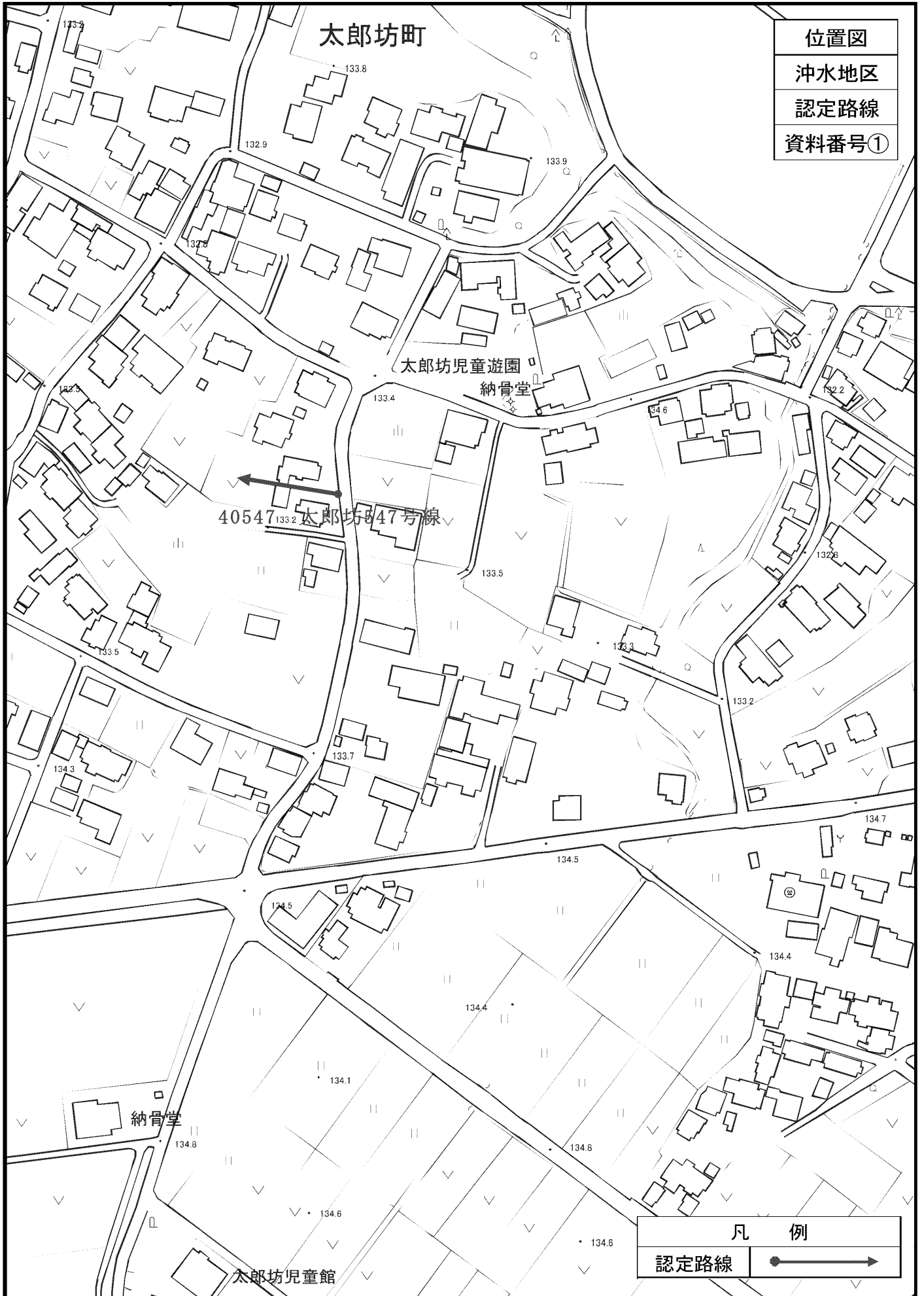
資料番号①

資料番号②

縮尺 1 : 10000



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

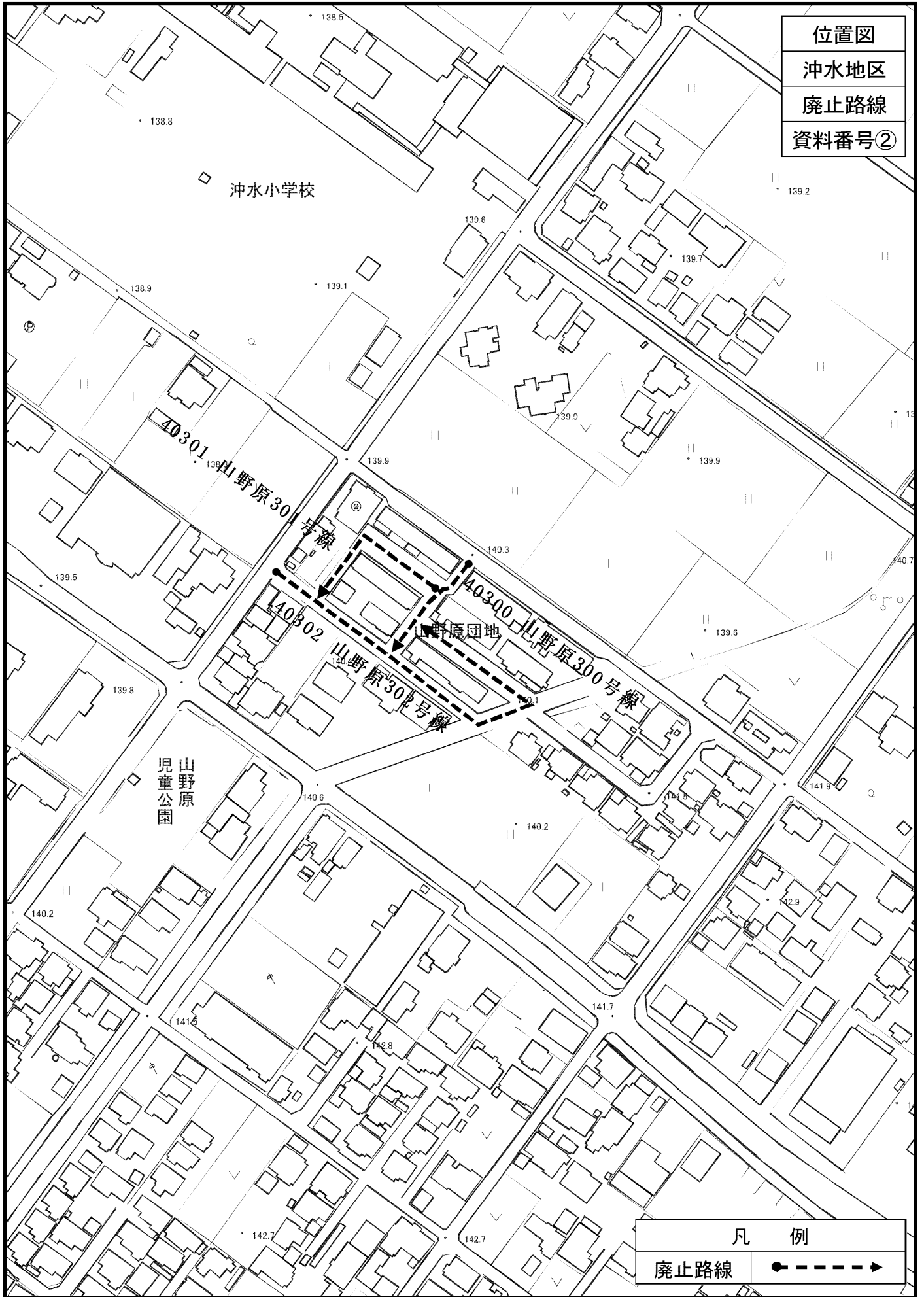


位置図
沖水地区
認定路線
資料番号①

凡 例
認定路線

縮尺 1 : 2000
20151050 10 20 30 40 50 60 70 80





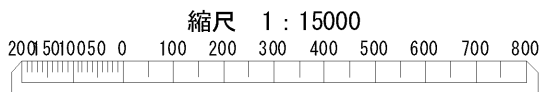
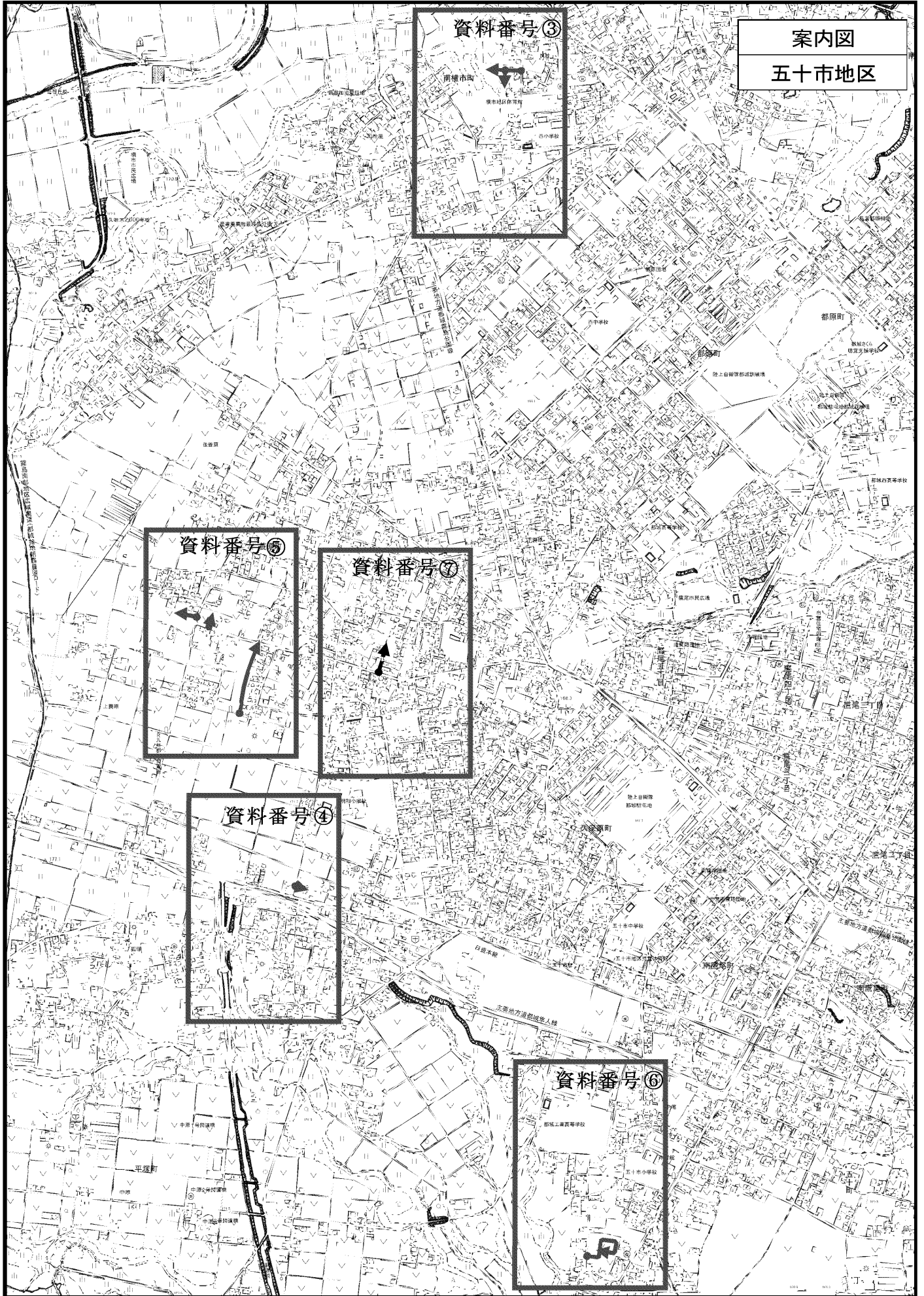
位置図
沖水地区
廃止路線
資料番号②

凡例
廃止路線

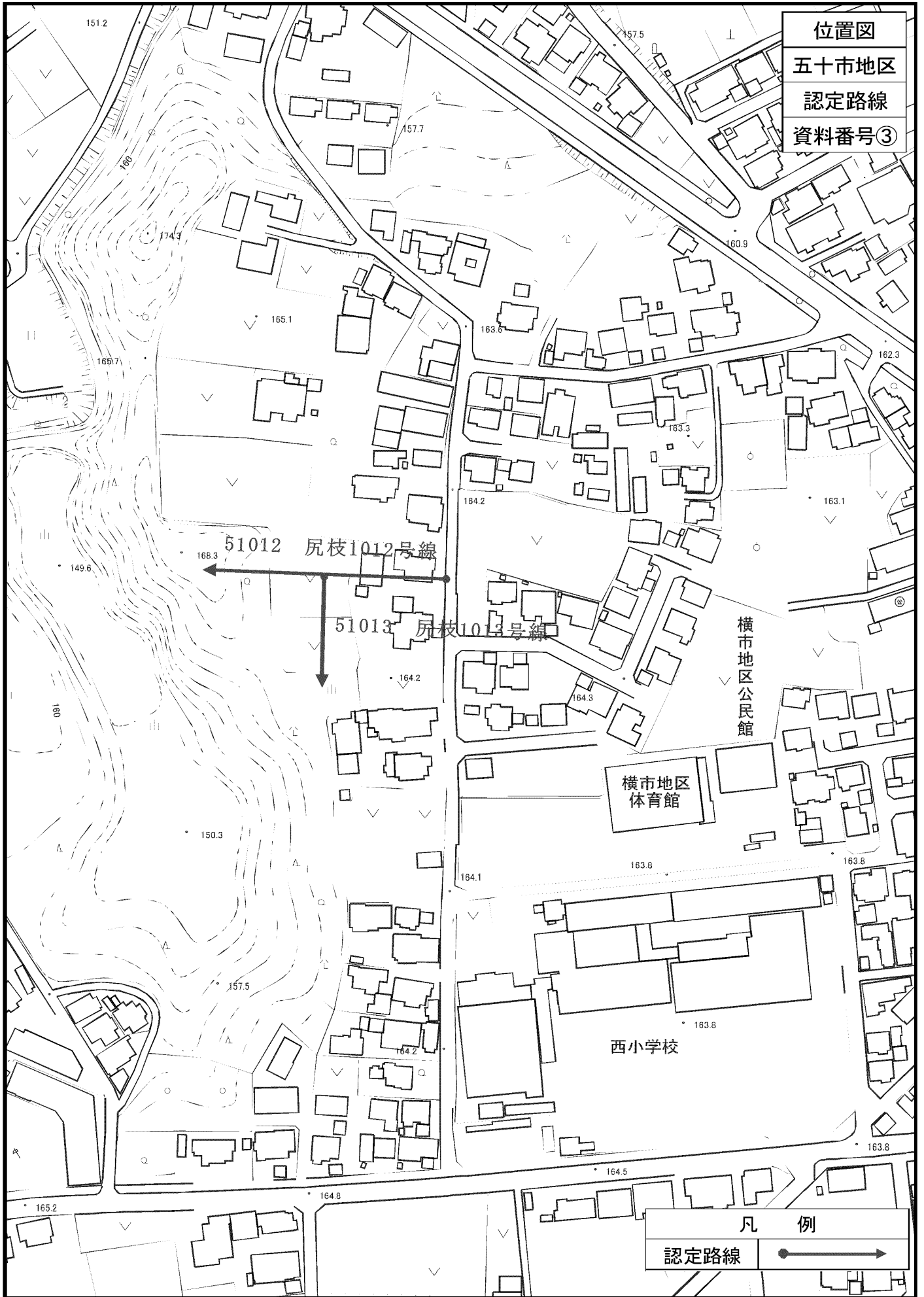
縮尺 1 : 2000
20151050 10 20 30 40 50 60 70 80



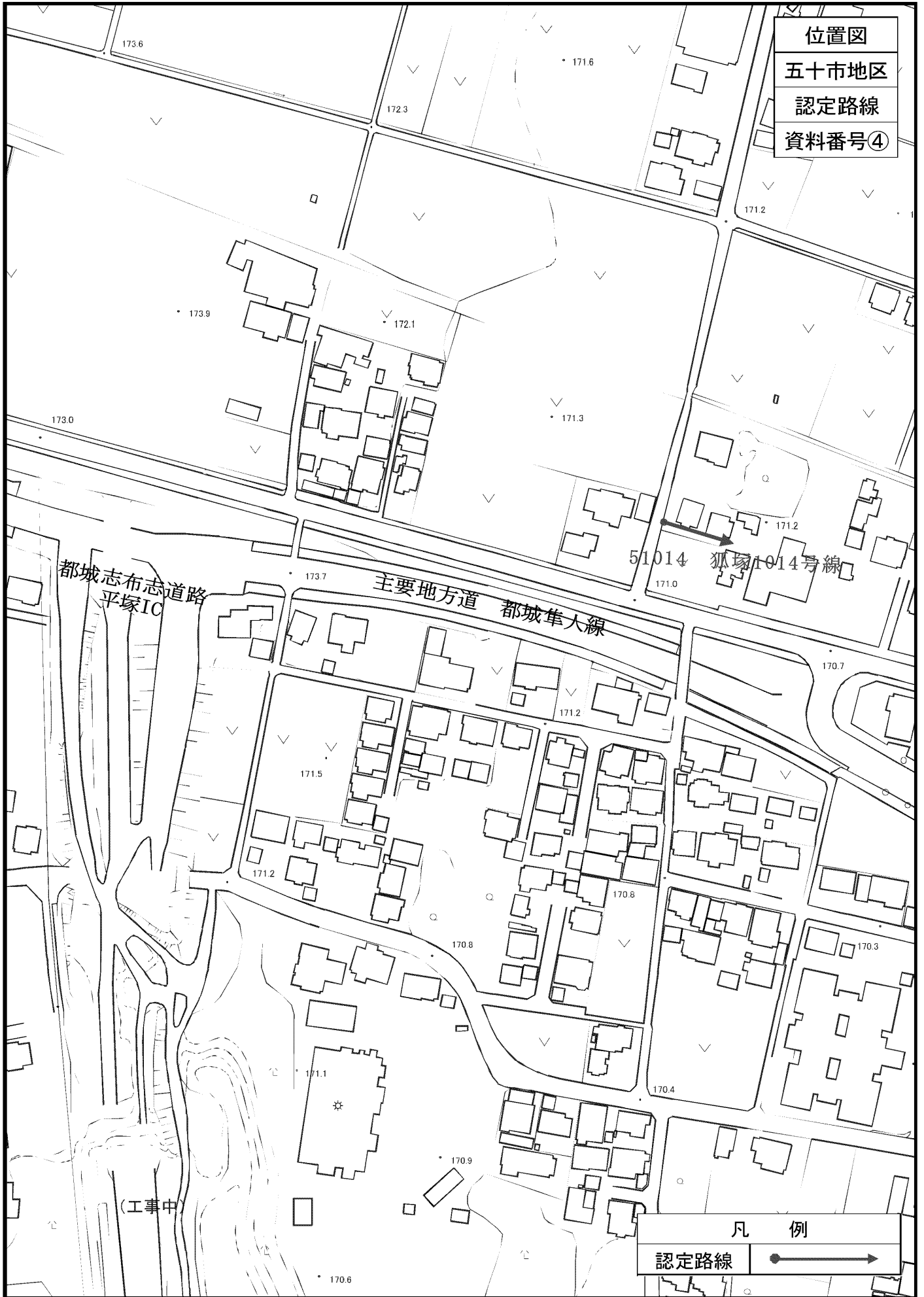
この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



位置図
五十市地区
認定路線
資料番号④

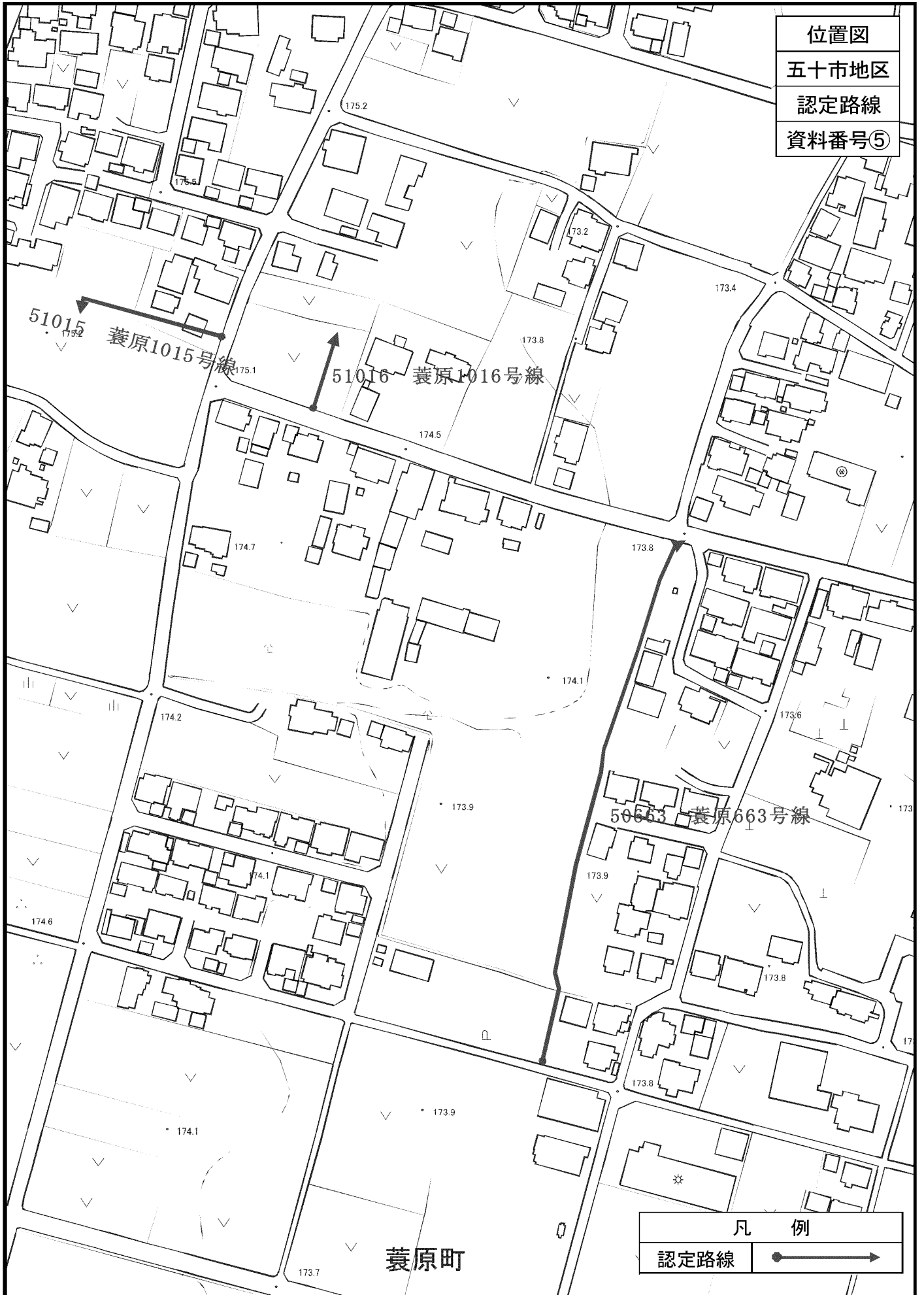
凡 例
認定路線

縮尺 1 : 2000
2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80

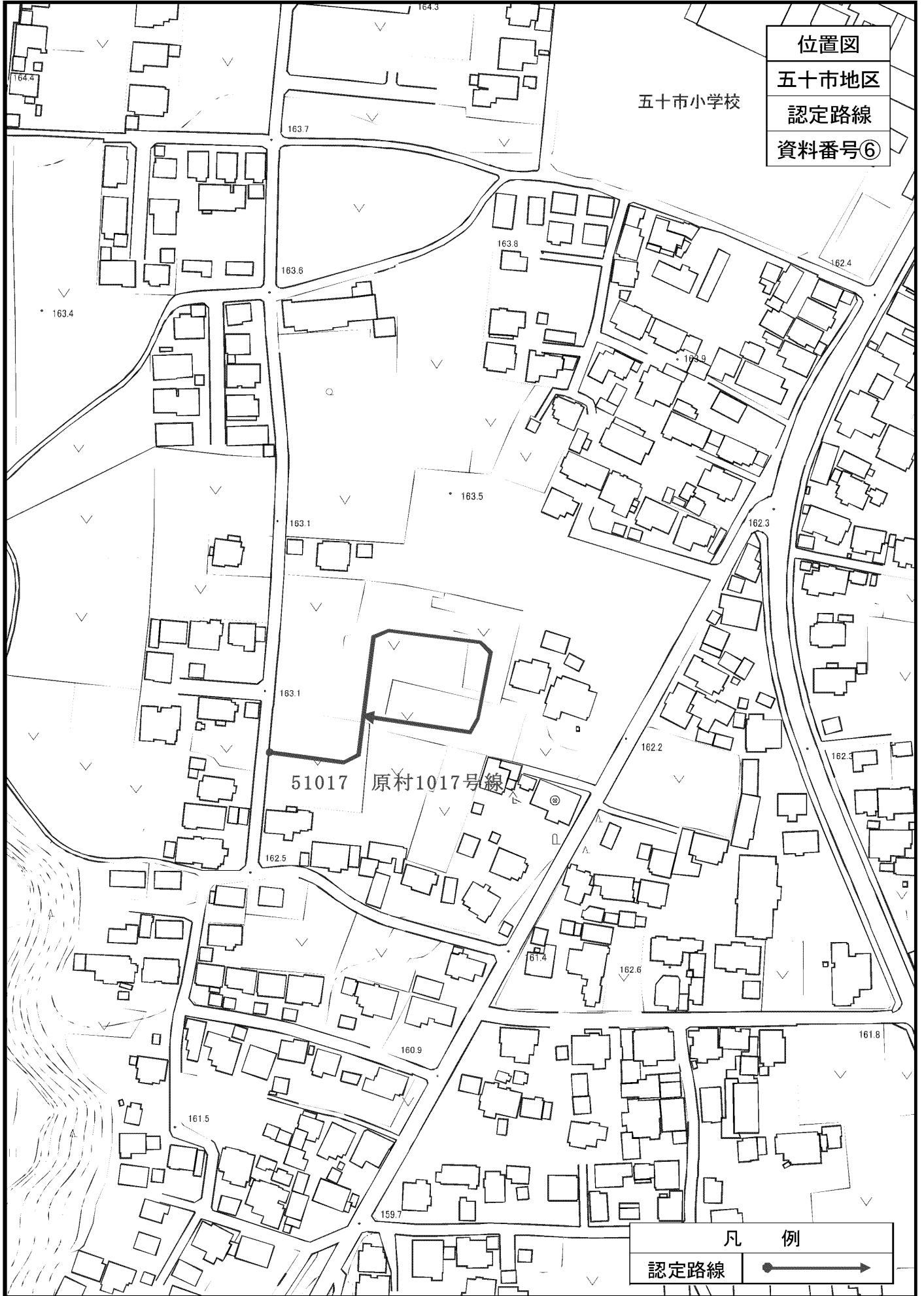


この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

位置図
五十市地区
認定路線
資料番号⑤



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

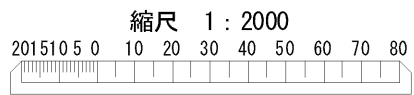


位置図
五十市地区
認定路線
資料番号⑥

五十市小学校

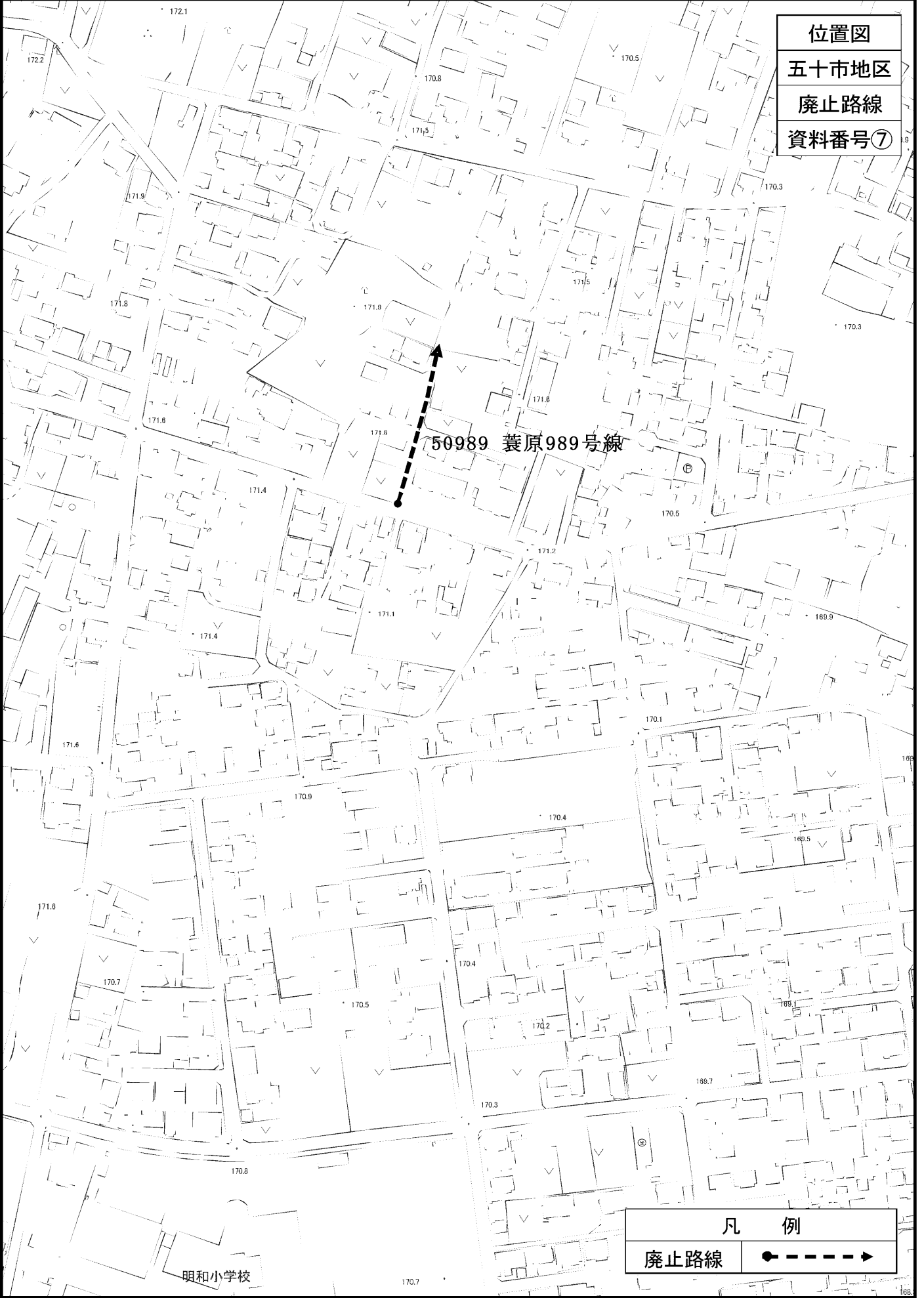
51017 原村1017号線

凡 例
認定路線

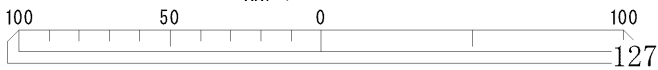


この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

位置図
五十市地区
廃止路線
資料番号⑦

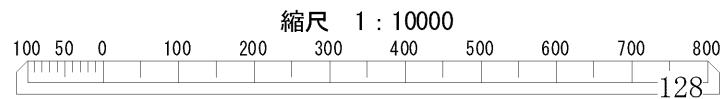
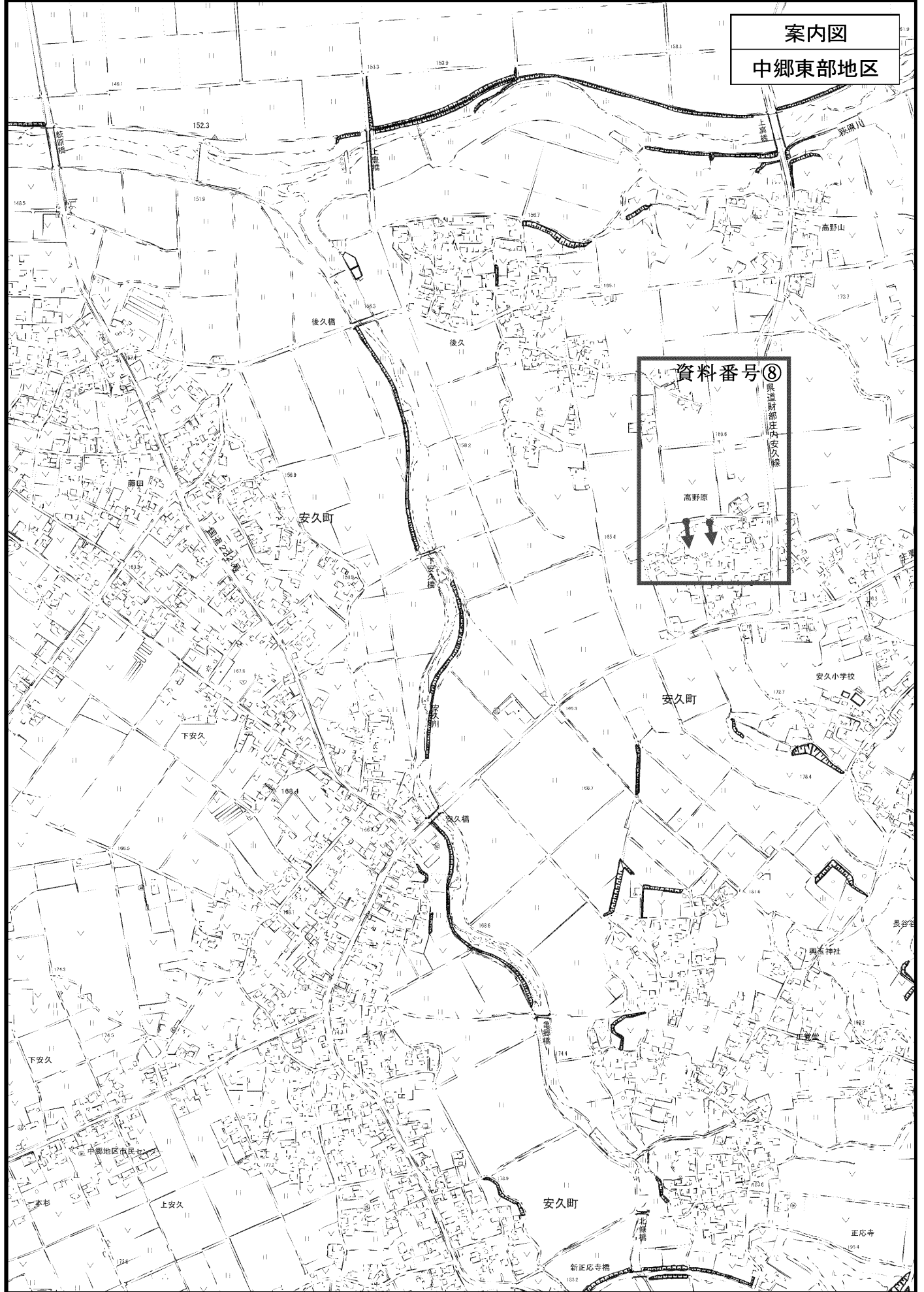


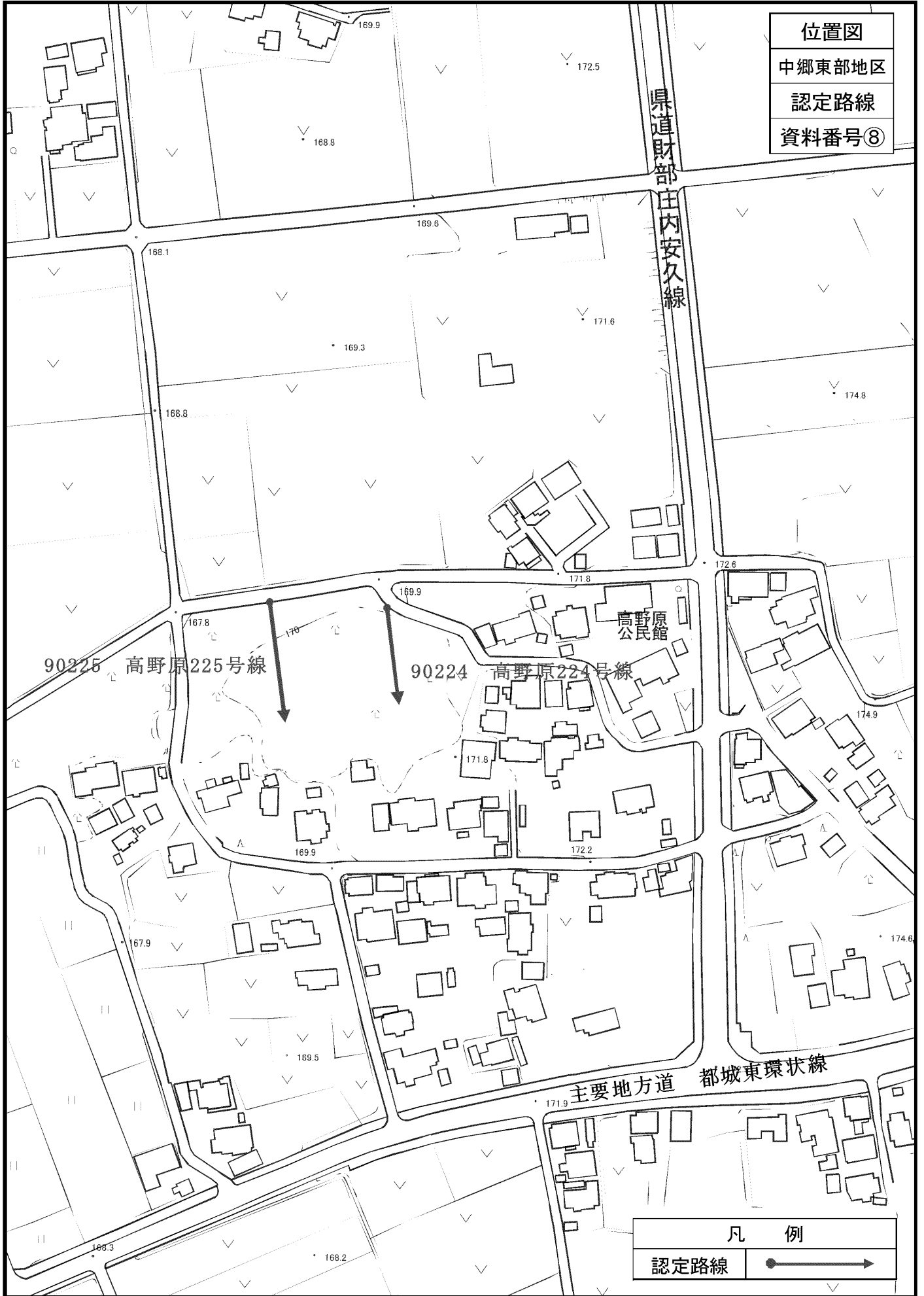
縮尺 1 : 2500



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

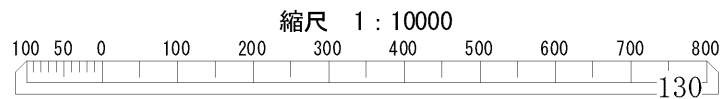
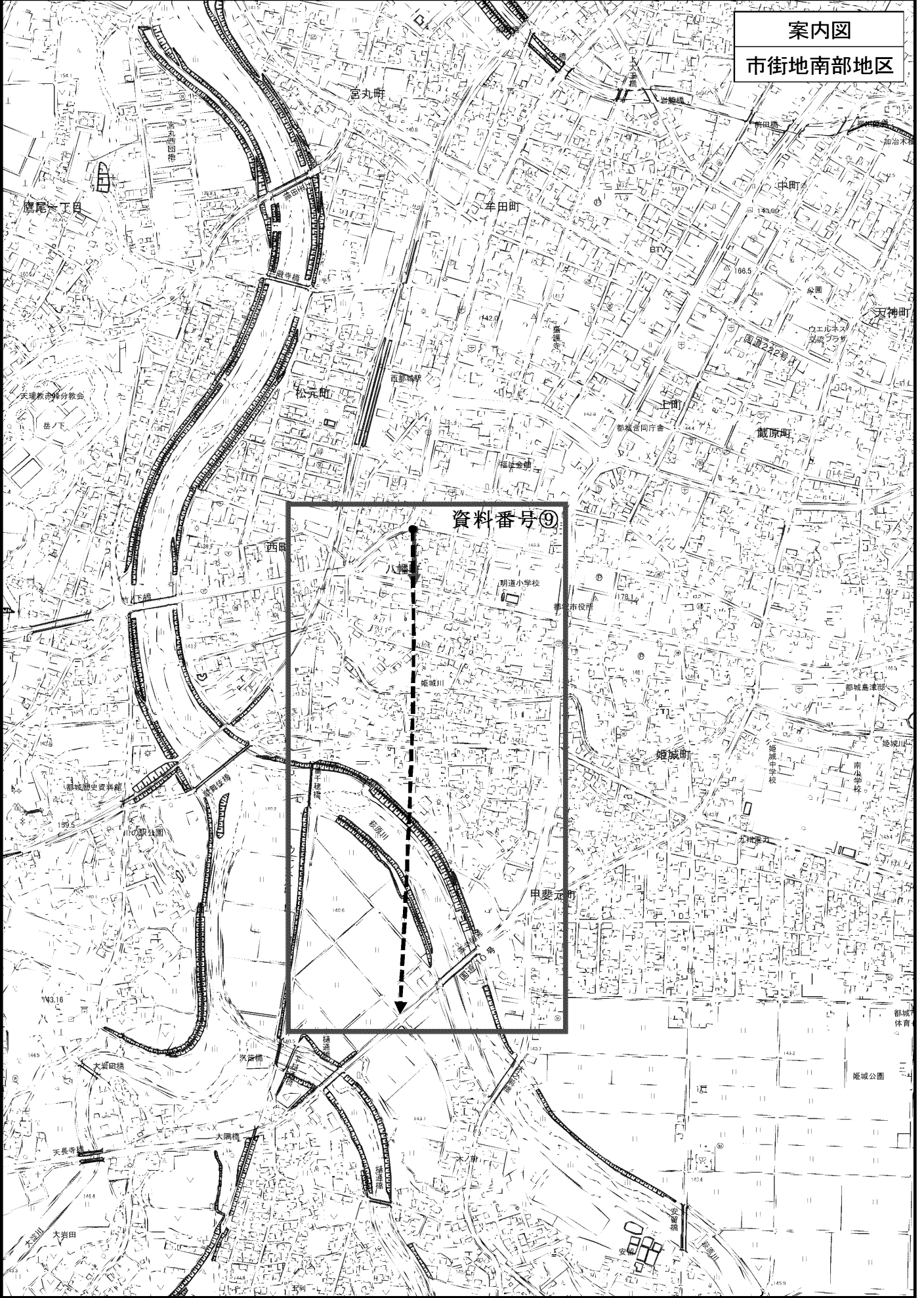
案内図
中郷東部地区



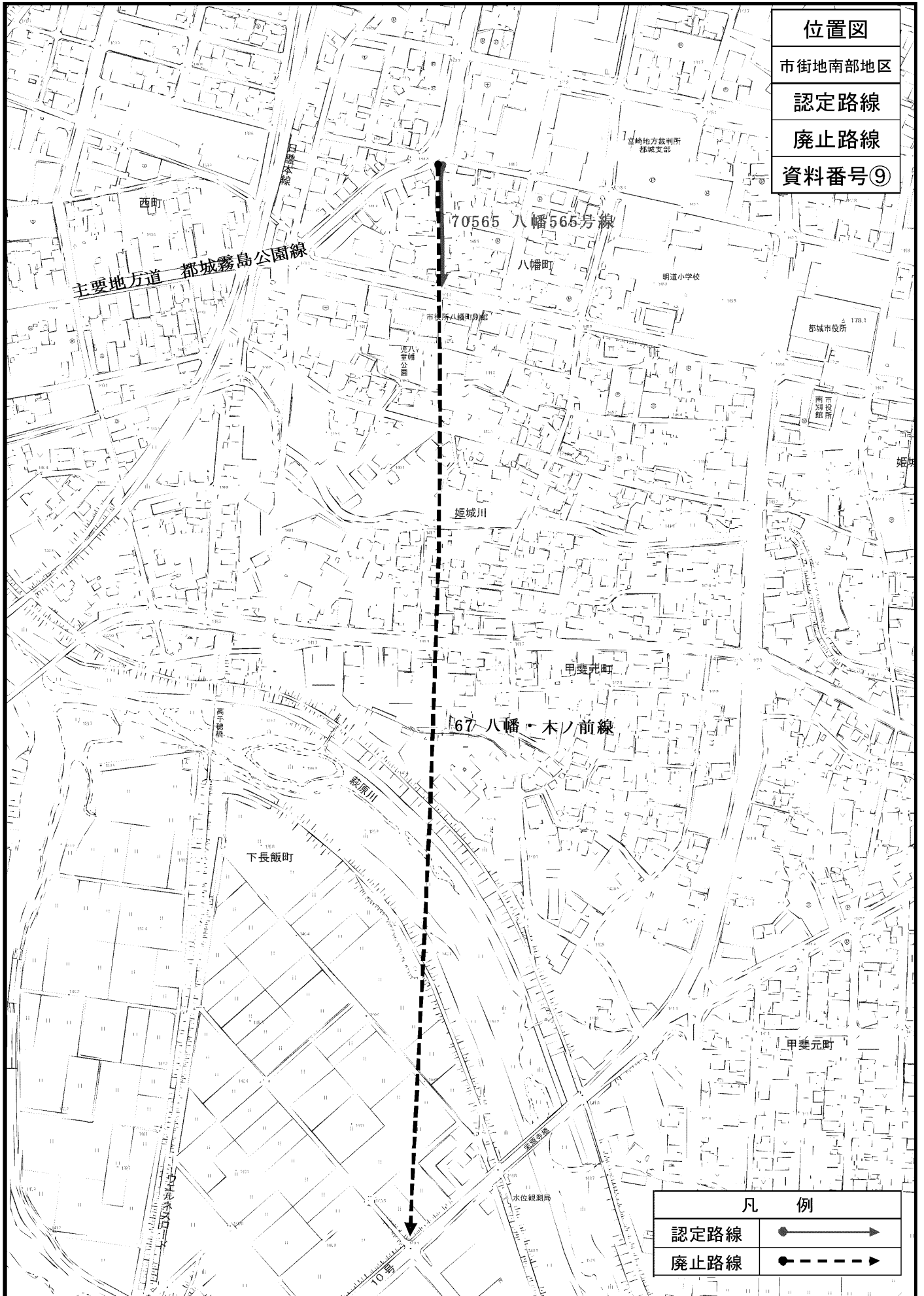


この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

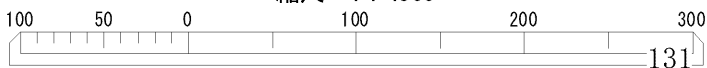
案内図 市街地南部地区



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



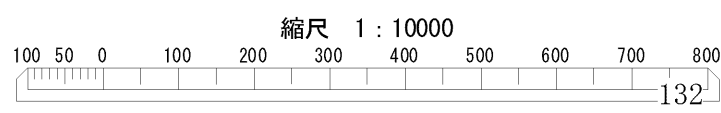
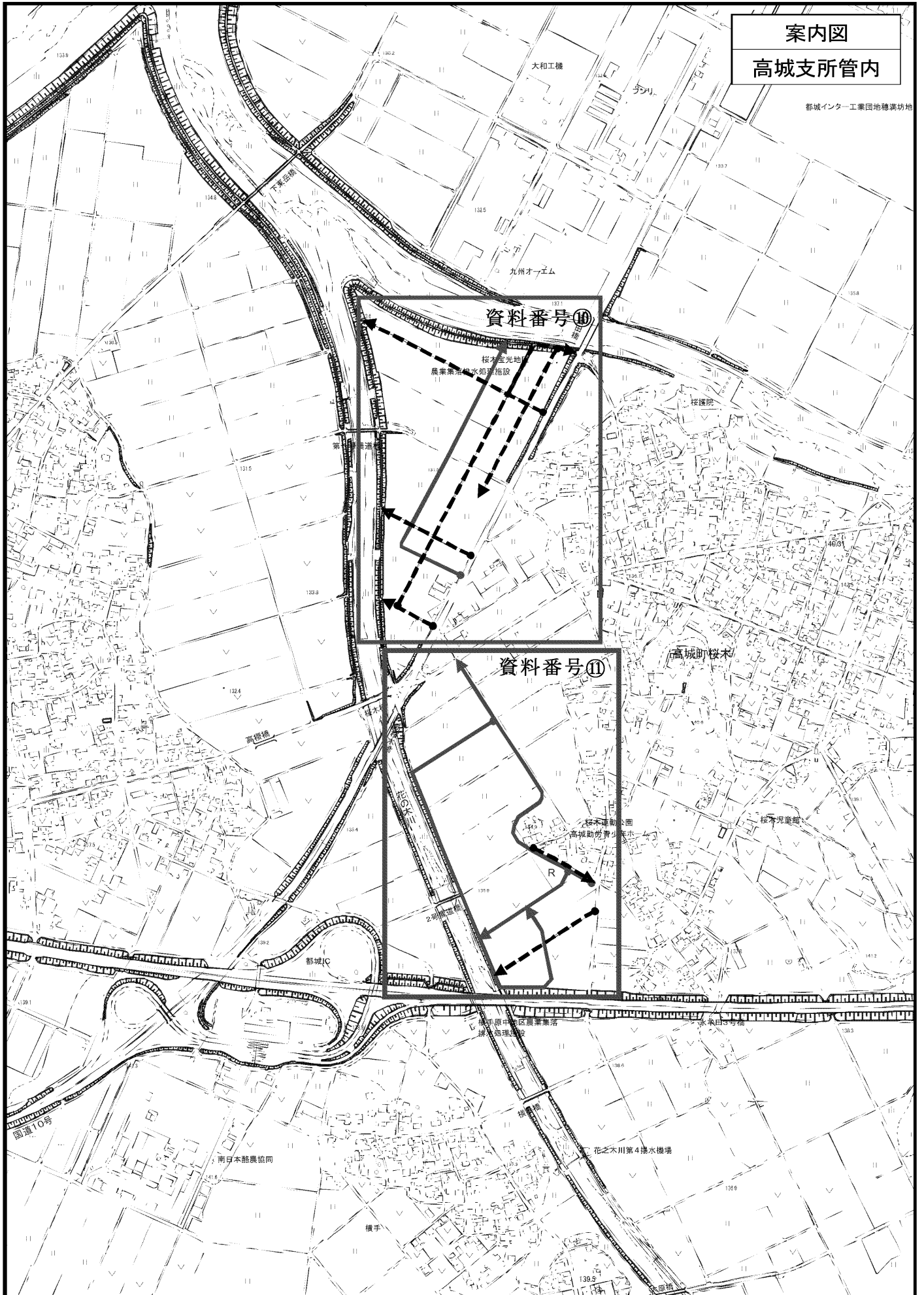
縮尺 1 : 4500



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

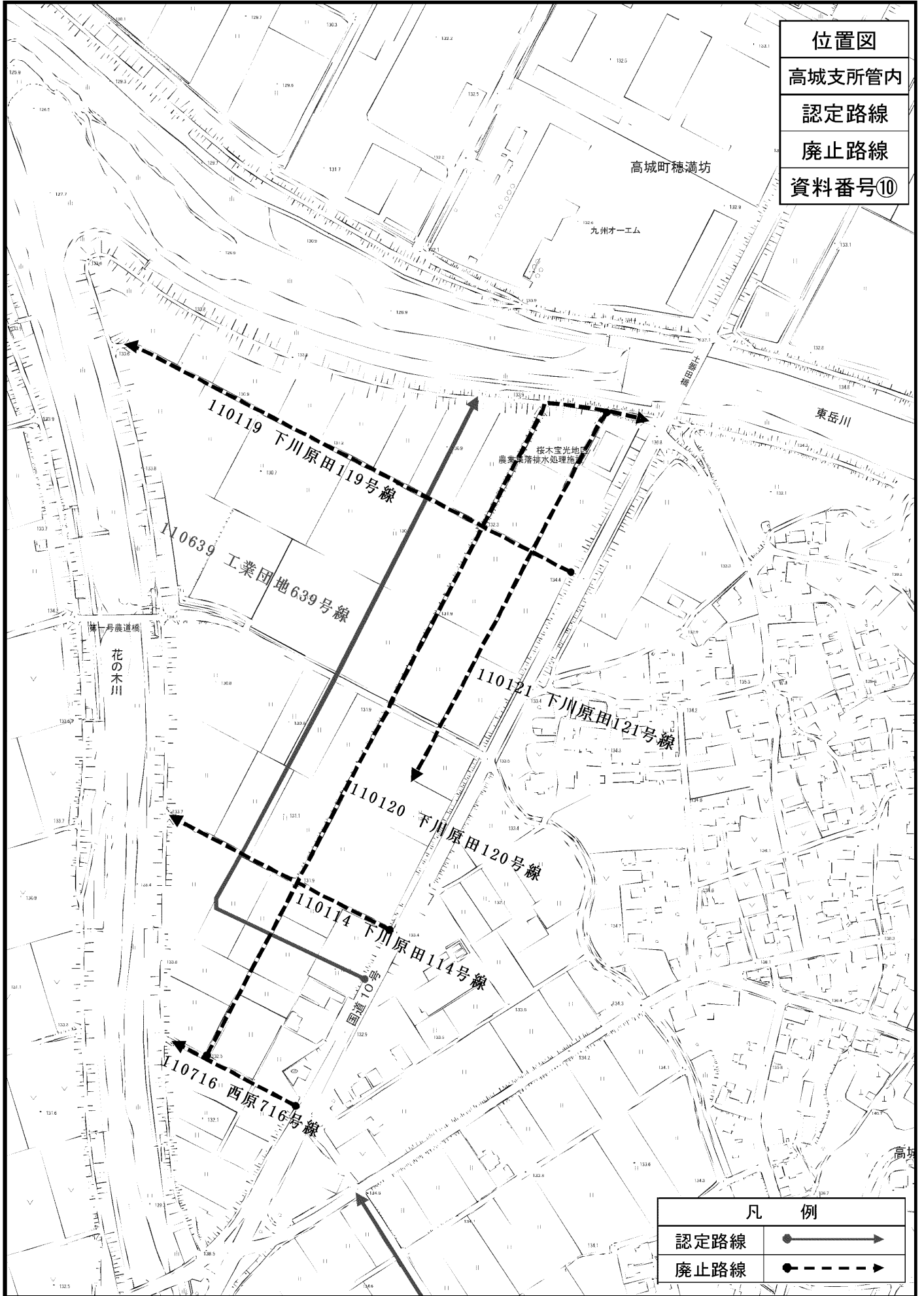
案内図
高城支所管内

都城インター工業団地移築跡地

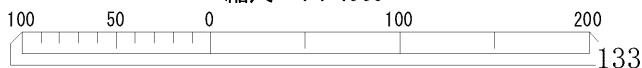


この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

位置図
高城支所管内
認定路線
廃止路線
資料番号⑩

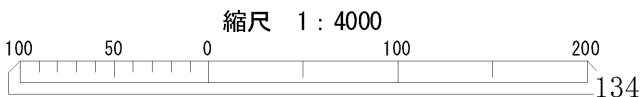
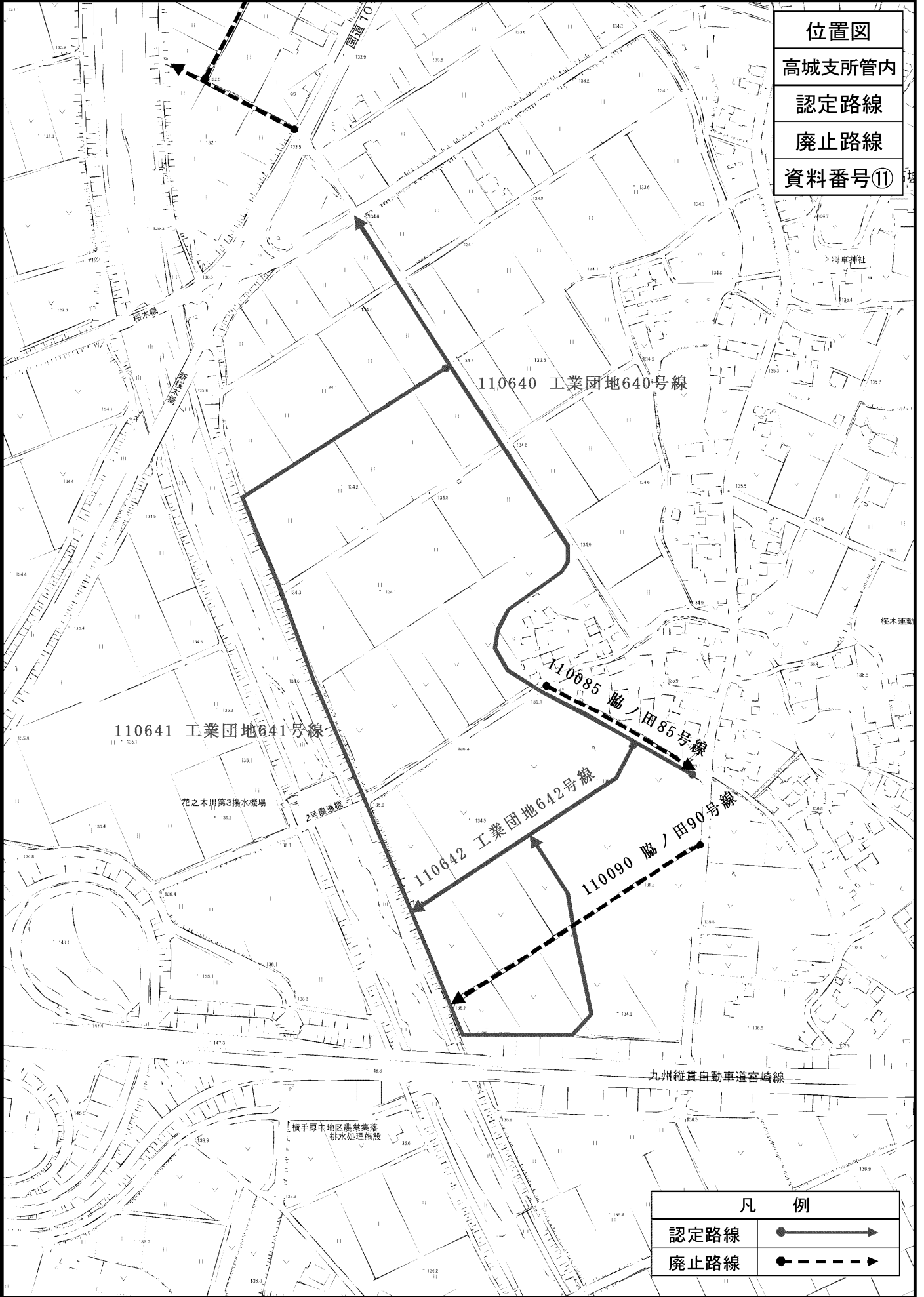


縮尺 1 : 4000



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

位置図
高城支所管内
認定路線
廃止路線
資料番号⑪



凡 例	
認定路線	
廃止路線	

